

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

令和元年 8 月 5 日（月）

第 20 回内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会資料
大臣官房公文書管理課

1. 評価対象に関する事項	
法人名	独立行政法人国立公文書館
評価対象事業年度	年度評価 平成 30 年度
主務省令期間	平成 27～令和元年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	公文書管理課長 富永 健嗣
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 笹川 敬

3. 評価の実施に関する事項			
独立行政法人国立公文書館の自己評価に対して、独立行政法人国立公文書館の業務の実績等に関する評価基準（平成 27 年 6 月 15 日内閣総理大臣決定）に基づき、主務大臣による評価を実施する。また、点検を行うに際して、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会を開催し、意見を聴取する。			

4. その他評価に関する重要事項			
特になし			

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：法人の活動により、年度目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		27年度	28年度	29年度	30年度
B	B	B	B	—	
評定に至った理由	項目別評定のうち、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については、12項目中4項目の評定がA、8項目の評定がBであり、「2. 業務運営の効率化に関する事項」及び「4. その他業務運営に関する重要事項」については、評定がB、「3-1 自己収入の増加」は評定がAであった。また、全体の評定を下げる事象もなかったことを勘案して、全体の評定をBとした。				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	「行政文書等の管理に関する適切な措置」(重要度「高」、難易度「高」)、「展示等の実施」(重要度「高」)、「国際的な公文書館活動への参加・貢献」、「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」(重要度「高」)及び「自己収入の増加」の項目について、所期の目標を上回る成果を上げるとともに、年度目標において重要度「高」とされた歴史公文書等の受入れ及びアジア歴史資料センターにおける事業の推進について、所期の目標を達成している。以上のように、各般の業務を適切かつ効率的に実施し、法人全体として所期の目標を達成することができたと言える。				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし。				
その他改善事項	該当なし。				
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし。				
4. その他事項					
監事等からの意見	国立公文書館の業務は、法令等に従い適正に行われるとともに、年度目標の着実な達成に向け、事業計画に基づき効果的かつ効率的に実施され、その業務実績は国立公文書館による自己評価書において正しく示されている。なお、役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。				
その他特記事項	特になし。				

様式 3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1)行政文書等の管理に関する適切な措置	B	B	B	B	<u>A</u>	1-1	○
(2)歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ①保存に関する適切な措置 ア 受入れに関する措置	B	B	B	<u>A</u>	<u>B</u>	1-2	○
イ 保存に関する措置	B	B	B	B	B	1-3	
②利用に関する適切な措置 ア 利用の請求に関する措置	B	B	B	B	B	1-4	
イ 利用の促進に関する措置 i) 展示等の実施	S	B	A	A	A	1-5	○
ii) デジタルアーカイブの運用及び充実		B	B	B	B	1-6	
iii) 利用者層の拡大に向けた取組		A	B	B	B	1-7	
③連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献 ア 地方公共団体、関係機関との連携協力	B	B	B	B	B	1-8	
イ 調査研究	B	B	B	B	B	1-9	
ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献	A	B	A	A	A	1-10	
(3)研修の実施その他の人材の養成に関する措置	A	A	B	A	A	1-11	○
(4)アジア歴史資料センターにおける事業の推進	A	B	B	B	B	1-12	○

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

※主務省令期間で経年表示する。

※平成 26 年度業務実績評価から、評価基準が変更となり、「B」評定が標準となっている。

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
2. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B	B	2	
3. 財務内容の改善に関する事項							
(1)自己収入の増加	A	B	A	A	A	3-1	
(2)保有資産の見直し等	-	-	-	-	-	3-2	
4. その他業務運営に関する重要事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B	4	

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1－1		(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置					
業務に関連する政策・施策	「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第8条（移管又は廃棄）、第9条第4項（実地調査等）、国立公文書館法第11条第1項第2号（中間書庫）、同項第4号（専門的技術的助言）、同条第2項（実地調査等）		
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであり、数値目標を定め、効率的に行う必要がある。</p> <p>【難易度：高】行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の改正を踏まえ、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認については、作業をより厳格かつ慎重に行うことが必要となるため。</p>			関連する政策評価・行政事業レビュー			

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
専門的技術的な助言の実施件数														
保存期間満了時の措置の適否	3,500,000件以上	—	2,670,203件	3,213,981件	3,537,033件	3,528,467件	3,536,881件		予算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数
廃棄協議	—	—	1,946,846件	1,315,447件	2,147,745件	2,046,819件	1,108,978件		決算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数
中間書庫の受託実績数									経常費用（千円）	—	1,457,028の内数	1,551,931の内数	1,526,232の内数	1,592,994の内数
受託文書数	—	—	7,483冊	12,589冊	9,717冊	10,061冊	10,596冊		経常利益（千円）	—	1,465,704の内数	1,462,878の内数	1,530,272の内数	1,529,062の内数
受託機関数	—	—	6機関	6機関	8機関	9機関	9機関		行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578の内数	1,785,185の内数	1,585,738の内数	1,752,966の内数
									従事人員数	—	49の内数	52の内数	53の内数	56の内数

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
i) 公文書管理法及び国立公文書館法（平成11年法律第79号）に基づき、内閣府における同法及び各種ガイドライン、歴史公文書等に関する各種基準等の運用及び改善に関し、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行うこと。また、内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行うこと。	i) 内閣府における公文書管理法及び国立公文書館法（平成11年法律第79号）並びに各種ガイドライン、歴史公文書等に関する各種基準等の運用及び改善に関し、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行う。また、内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関が設定する行政文書ファイル等の移管、廃棄等に関する手順等に係る支援として、館への歴史公文書等の円滑な移管を確保する観点から、一元的な文書管理システムの動作確認等を行うとともに、その結果の連絡や改修に係る要望、提案等を行うことを通じて、内閣府及び総務省を支援した。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各種基準等の運用及び改善に関する内閣府に対する支援状況 歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言 中間書庫業務の実施状況 <p><評価の視点></p> <p>業務の効率化等を図りつつ、歴史公文書等の選別のための支援等が適切に行われているか。また、中間書庫業務について、適切に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書ファイル等の移管、廃棄等に関する手順等に係る支援として、館への歴史公文書等の円滑な移管を確保する観点から、一元的な文書管理システムの動作確認等を行うとともに、その結果の連絡や改修に係る要望、提案等を行うことを通じて、内閣府及び総務省を支援した。 <p><評定と根拠></p> <p>評定：A 難易度：高及び重要度：高とされた、保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否に関する専門的技術的助言については、約354万件の助言を行った。 同じく、重要度：高とされている、廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言については、内閣府からの依頼に基づき約111万件の助言を行った。 さらに、平成30年度中に閣僚会議決定を受けた内閣府の取組への対応が求められ、同府が行う「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）等の検討に当たり、内閣府大臣官房公文書管理課への専門的知見に基づく助言等の支援を行った。 また、内閣府の依頼を受け、同府公文書監察室等が行う各行政機関の行政文書の管理に関する取組への実態調査等に協力し、平成31年2月5日から26日にわたり、13府省52部署の調査への職員派遣を実施する等、公文書管理の適正化に向けた国の取組に積極的に協力した（詳細は、「1-1-2 行政文書等の管理に関する適切な措置（事務・事業の性質等に応じた事項）」記載のとおり）。 中間書庫業務について、行政機関から委託を受けた文書全てを、つくば分館に設置されている中間書庫において、適切に保存及び管理し、行政機関の一時利用申込みの際には、移送サービスを通じて効果的・効率的な利用を図るとともに、保存期間満了時には円滑な移管作業を代行した。</p> <p>以上、本項目が難易度：高であり、かつ、所期の目標を達成していると認められることから、Aと評価する。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>ガイドラインの一部改正に伴う「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」の一部改正について」及び「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」等の検討、策定に当たり、専門的知見に基づく助言等の支援を行ったことは評価できる。なお、平成30年度においては内閣総理大臣からの委任がないため、行政機関に対する実地調査は行っていない。 難易度：高及び重要度：高である保存期間満了時の措置の適否に関する専門的技術的助言について、ガイドラインの一部改正を踏まえ、これまで以上に慎重に確認作業を進めつつ、年間350万件以上の助言を実施したこと、昨年度評価の指摘事項である平成29年度満了文書のうち、平成29年度内に専門的技術的助言ができなかった残余分についても助言を実施したこと、廃棄協議の際の廃棄の適否について、ガイドラインの一部改正を踏まえ慎重に作業を進め、適切に助言を実施したことは大いに評価できる。</p> <p>また、「公文書管理法施行5年後見直しの対応案」及び平成30年度途中に策定された閣僚会議決定を踏まえ、内閣府公文書監察室が行う実地調査へ協力したこと、内閣府本府における行政文書の監査に同行し、聞き取り調査並びに事務室及び書庫の実地調査等に協力したことなどにより、内閣府の支援を行ったことは評価できる。</p> <p>中間書庫業務について、行政機関への意向調査を踏まえ、つくば分館での中間書庫において、過不足なく排架しており、適切な保存・管理を行っていることが認められるとともに、行政機関による一時利用申込みに対して、利用機関からの要望に応じて速やかに移送できるように移送サービスを通じて効率的、効果的な利用を図っていると認められる。また、中間書庫受託文書の保存期間満了時には移管作業の代行を行うなど円滑な移管作業にも努めていることから、所期の目標を達成していると評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、総じて年度目標における所期の目標を達成しているものと認められるところであるが、難易度：高の事業である行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認作業において、体制整備等を行い、効率的に業務を進めたことで、前年度より増加し</p>		
ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月）	ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月）					

<p>【重要度：高】</p> <p>保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであり、数値目標を定め、効率的に行う必要がある。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の改正を踏まえ、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認については、作業をより厳格かつ慎重に行うことが必要となるため。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言：行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認：年間350万件以上 	<p>1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の改正初年度であることを考慮して、必要に応じて専門的技術的助言を行う。</p>	<p>数値目標：歴史公文書等の選別等に係る専門的技術的助言 行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の確認を年間350万件以上実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の公表が義務付けられたことを受けて、行政機関及び独立行政法人等の保存期間表を収集し、レコードスケジュールの確認の参考とすることで、慎重に作業を進めた。 ・以上を踏まえ、約354万件の行政文書ファイル等（平成29年度満了文書の残余分を含む）に対して保存期間満了時の措置の適否に係る専門的技術的助言を実施した。その際、“移管が適当である”等の意見が約5千件であったことに加え、ファイルの名称等の情報だけでは保存期間満了時の措置の確認ができないことから、館から行政機関へ照会し、その結果について記載した件数も約8万件であった。 ・廃棄協議については内閣府からの依頼に基づき、約111万件の行政文書ファイル等に対して、廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言を実施した。なお、レコードスケジュールの確認と同様に、ガイドラインの一部改正を踏まえて、保存期間満了時の措置を「移管」と設定することされた行政文書ファイル等が廃棄協議に含まれていないかについて、これまで以上に慎重に作業を進めた。 ・平成30年度末までに保存期間が満了する法人文書ファイル等について、館への移管に関する意向調査を実施した。当該調査に対する独立行政法人等からの回答を受け、移管希望のあった5法人に対して、移管基準への該当性等についての調査・照会等を行い、専門的技術的助言を行った。 	<p>引き続き、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について効率的な確認作業に取り組むとともに、平成30年度の閣僚会議決定を受けた公文書管理の適正化に係る国の取組について積極的に協力するための体制整備を図ることとする。</p> <p>中間書庫業務については、引き続き、効率的・効率的な運用を図る。</p>	<p>た講師派遣や年度途中に行うこととなった専門職員の派遣により当該確認作業に携わる時間が減少したものの、ガイドライン改正後の初年度という点を踏まえ、これまでより厳格かつ慎重に作業を行いながら目標の350万件以上の助言を達成したこと、さらに、当初の目標では予定されていなかったものの、内閣府公文書監察室や内閣府大臣官房総務課が行う実地調査等へ専門職員を派遣し、国の公文書管理の適正化に向けた取組に積極的に協力したことを勘案し、評定を一段階引き上げ、Aと評価したもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>保存期間満了時の措置の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言については、平成30年度満了文書の残余分も含め、確認作業の効率化等を図りつつ、適切に助言を実施すること。</p> <p><その他事項></p> <p>引き続き、専門職員の派遣が見込まれることから、必要に応じて体制構築や人材育成について検討すること。</p>
---	--	--	--	---	---

iii) 国立公文書館法第11条に基づく中間書庫業務を適切に実施すること。	iii) 行政機関からの委託を受けて実施している中間書庫業務を適切に実施する。	<p>・4～5月に、平成29年度末までに保存期間が満了した受託文書のうち、保存期間満了時の措置が移管と確定し、委託機関5機関から移管通知のあった636行政文書ファイル等345冊について、各機関に確認の上、中間書庫において箱詰めを行い、移管作業を代行した。また、保存期間満了時の措置が廃棄となる文書等、委託解約の申出が1機関からあり、1行政文書ファイル等9冊について委託解約の手続を行った。</p> <p>・中間書庫業務委託に関する意向調査の結果、希望のあった3機関から新たに750行政文書ファイル等890冊を受託した。これにより平成30年度末の受託実績は、計9機関5,981行政文書ファイル等10,596冊となった。上記については、つくば分館の中間書庫の棚板を増設することにより過不足なく排架し、かつ移送サービスを通じて行政機関の一時利用の際の効果的・効率的な利用を図った。</p> <p>・平成30年度末までに保存期間が満了する予定の受託文書を委託機関に通知し、保存期間満了時の措置について内閣府の確認を得るよう注意喚起を行った。</p>	<p style="text-align: center;">受託実績</p> <table border="1" data-bbox="1114 1298 1686 2010"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>受託文書数</th><th>委託行政機関数及び内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度末</td><td>544ファイル 7,484冊</td><td>7機 内閣官房、内閣法制局、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省</td></tr> <tr> <td>27年度末</td><td>4,119ファイル 12,587冊</td><td>6機 内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省</td></tr> </tbody> </table>	年度	受託文書数	委託行政機関数及び内訳	26年度末	544ファイル 7,484冊	7機 内閣官房、内閣法制局、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省	27年度末	4,119ファイル 12,587冊	6機 内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省	
年度	受託文書数	委託行政機関数及び内訳											
26年度末	544ファイル 7,484冊	7機 内閣官房、内閣法制局、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省											
27年度末	4,119ファイル 12,587冊	6機 内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省											

			28 年度末	5,867 ファイル 9,716 冊	8 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、文部科学省、気象庁		
			29 年度末	5,868 ファイル 10,060 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、気象庁		
			30 年度末	5,981 ファイル 10,596 冊	9 機関	内閣官房、内閣法制局、内閣府、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省、気象庁		

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1—1—2	(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置（事務・事業の性質等に応じた事項）			
業務に関連する政策・施策	「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	
2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
		<p>・「公文書管理法施行5年後見直しの対応案」(平成29年2月21日公文書管理委員会)及び「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)を踏まえ、平成30年度途中から以下の対応を行った。</p> <p>①内閣府公文書監察室への協力 内閣府の依頼を受け、「行政文書の管理に係る取組の実態把握調査」(対象13府省庁52部署)において、公文書専門官、公文書専門員等が14日間で延べ64人が同行し、ガイドラインの改正に伴い新たに設けられた打合せ等の記録に係る相手方の発言等の確認等や保存期間表の整備状況の把握等に関連して、(a)正確性確保のルールへの対応、(b)1年未満保存文書への対応についての実地調査に協力した(平成31年2月5日～26日)。</p> <p>②内閣府大臣官房総務課への協力 内閣府の依頼を受け、内閣府本府における行政文書の監査において、公文書専門官が3日間で延べ3人が同行し、聞き取り調査並びに事務室及び書庫の実地調査等に協力した(平成31年2月15日、2月27日、3月1日)。また、同課が行う内閣府の文書管理業務のうち、(a)レコードスケジュール</p>	平成30年度途中から、内閣府の依頼を受け、同府公文書監察室が行う各行政機関の行政文書の管理に関する取組への実態調査等に協力し、平成31年2月5日から26日にわたり、13府省52部署の調査へ館職員を派遣したほか、同府大臣官房総務課が行う内閣府本府における行政文書の監査に館職員が同行し、平成31年3月13日に実地調査等を実施し、公文書管理の適正化に向けた国の取組に積極的に協力したことは、行政文書等の管理に関する適切な措置について顕著な成果が得られたと評価する。	

			ルの確認依頼、(b) 廃棄協議依頼に先立つ審査業務について、現状の確認を行い、業務の改善に関する助言を行った（平成 31 年3月 13 日）。		
--	--	--	---	--	--

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1—2	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ①保存に関する適切な措置 ア 受入れに関する措置		
業務に関する政策・施策	「明治 150 年」関連施策	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第 14 条（保存及び移管）、第 15 条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入後 1 年以内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要がある。</p> <p>【難易度：高】歴史資料等の積極収集及び提供を実現するに当たり、有識者による検討会議の運営や収集すべき歴史資料等の基準・収集計画の策定等を行うため、歴史資料等及び文書管理等に関する高度な専門的知見が必要とされるとともに、著作権法などの各種法令を遵守しつつ、試行的作業を経ながら望ましい事業設計や必要な体制整備を図るための総合調整が必要となるため。</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第 14 条（保存及び移管）、第 15 条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架								予算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
達成率	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%	決算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
								経常費用（千円）	—	1,457,028 の内数	1,551,931 の内数	1,526,232 の内数	1,592,994 の内数
								経常利益（千円）	—	1,465,704 の内数	1,462,878 の内数	1,530,272 の内数	1,529,062 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578 の内数	1,785,185 の内数	1,585,738 の内数	1,752,966 の内数
								従事人員数	—	49 の内数	52 の内数	53 の内数	56 の内数

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
i)公文書管理法に基づき、行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを適切かつ速やかに実施すること。 【重要度：高】歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入後1年内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要がある。	i)行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを適切かつ速やかに実施すること。 【重要度：高】歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入後1年内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要がある。	<主な定量的指標> ・歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架 <その他の指標> ・歴史公文書等の受入状況 ・立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等の状況 ・民間からの寄贈・寄託による受入推進状況 ・歴史資料等の積極収集及び提供の状況 ・オーストラリア国立公文書館から受け入れた日系企業記録について、一般の利用に供するまでの作業の実施状況	<主要な業務実績> ・行政機関からの受入冊数は、37,996冊であった。受入れに当たっては、効率化を図りながら、行政機関からの照会対応、計画的な搬送作業、移管通知公文の受領等の作業を実施した。 ・なお、行政機関からの受入れ（下記、総務省からの受入れの一部を除く。）は、4月20日～25日を予定していたところ、一部の行政機関が、レコードスケジュールを内閣府に提出しないまま館へ移管を行ったこと等の事例があったものの、適切に対応し、速やかな受入れの実施につなげた。 ・行政機関からの受入れのうち、総務省からの受入れの一部（恩給裁判原書）については、総務省と調整の上、10月に行った。 ・「歴史公文書等の移管計画」（平成26年8月25日内閣総理大臣決定）に基づき、平成30年度分の法務省（福岡・長崎地方検察庁）からの歴史公文書等（軍法会議関係文書）378冊の受入れを10月に行った。 ・独立行政法人等からの受入冊数は、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人土木研究所の4法人17冊であった。（10月受入れ）。 ・歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議を開催し、移管当日までの準備の周知を図った（12月10日）。 ・平成30年度末までに保存期間が満了し、平成31年4月に移管する行政文書ファイル等について、平成31年4月15日までに通知するよう、館長から行政機関の総括文書管理者宛てに依頼を行った（平成31年1月10日）。 ・法務省が保有する刑事裁判記録の受入れについて、法務省及び内閣府との意見交換を行った。	<評定と根拠> 評定：B 重要度：高とされた、歴史公文書等の受入れについては、平成29年10月以降及び平成30年度に受け入れられた文書35,875冊について、それぞれ受入れ後1年以内に一般の利用に供するまでの作業を計画的に実施し、目標を達成した。 平成30年度の司法行政文書の移管に向け、平成29年度に保存期間が満了する司法行政文書について、内閣総理大臣からの意見照会に適切に対応を行った。 オーストラリア国立公文書館の申出を受けて平成27年度から計画的に取り組んできた同館所蔵の日系企業記録について、7月に寄贈に係る覚書を締結し、3,306冊の受入れを行ったほか、歴史公文書等の寄贈・寄託に向けて、所蔵者からの相談や資料確認に対応しながら、新たに2件58冊の寄贈を実現した。 難易度：高とされた、歴史資料等の積極収集及び提供については、有識者による検討会議を開催（7月13日、平成31年1月25日）するとともに、事業実施等に向けて、課題整理や検討を進めたほか、平成29年度に継いで、歴史資料等のデジタル化等（2件、計25,000万コマ）の試行的作業を行った。なお、その際には、「明治150年」関連施策として、上記のデジタル複製作成による明治期資料の記録保全を行うとともに、収集したデジタル画像と館所蔵資料のデジタル画像を用いて、大日本帝国憲法の起草・発布及びその前後の社会の様子を分かりやすく紹介するウェブコンテンツを館ホームページにおいて公開したことは、明治期資料の記録保全及び情報提供を適切に行つたと認められる。	評定 B <評定に至った理由> 重要度：高である歴史公文書等の受入れについて、効率化を図りながら計画的に作業を実施することにより、年度目標に掲げた受入れ後1年以内の排架率100%を達成した。 また、平成30年度の司法行政文書の移管に向け、内閣総理大臣からの求めに応じて、最高裁判所から申出のあった平成29年度に保存期間が満了する司法行政文書についての検討を行い、意見を申し述べるとともに、最高裁判所から申出のなかった司法行政文書についても確認を行い、意見を申し述べるなど司法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行ったことは評価できる。 平成27年度から計画的に取り組んできたオーストラリア国立公文書館所蔵の日系企業記録について、寄贈に係る覚書を締結し受入れを行うなど、民間に所在する歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れの実施及びその推進について、所期の目標を達成していると認められる。 難易度：高である歴史資料等の積極収集及び提供については、前年度に引き続き、試行的作業としてデジタル複製の作成による資料収集を実施した（平成30年度は明治期資料を収集）。さらに、有識者による歴史資料等の積極収集に関する検討会議を開催し、収集すべき歴史資料等の基準・収集計画の策定等に向けて課題整理や検討を進めており、所期の目標を達成している。また、「明治150年」関連施策として、上記のデジタル複製作成による明治期資料の記録保全を行うとともに、収集したデジタル画像と館所蔵資料のデジタル画像を用いて、大日本帝国憲法の起草・発布及びその前後の社会の様子を分かりやすく紹介するウェブコンテンツを館ホームページにおいて公開したことは、明治期資料の記録保全及び情報提供を適切に行つたと認められる。 歴史資料等の積極収集及び提供については、難易度：高の事業であるものの、収集すべき歴史資料等
ii)司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行うこと。	ii)司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行っているか。	<評価の視点> 行政機関等からの受入れについて、計画的かつ適切に実行するとともに、受入れから1年以内に一般的に利用に供しているか。また、民間からの寄贈・寄託の推進を図るために取組を行っているか。	<主要な業務実績> ・「平成29年度公文書等移管計画」（平成30年3月30日内閣総理大臣決定）に基づき、司法行政文書56冊の受入れを4月に行った。 ・「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（平成29年11月21日内閣総理大臣決定）に基づき、裁判文書671冊の受入れを12月に行った。 ・平成31年度の司法行政文書の移管に向け、内閣府と最高裁判所が協議した結果、平成31年3月27日付けで「平成30年度公文書等移管計画」が内閣総理大臣により決定された。本件に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて、平成30年度に保存期間が満了する司法行政文書について検討を行い、最高裁判所から申出のあった司法行政文書の移管受入れは適当との意見を申し述べた。また、最高裁判所から申出のなかった司法行政文書1,724ファイルについても確認を行い、館において保存すること	<評定と根拠>	

		<p>歴史公文書等の散逸を防ぎ、歴史的事実を立体的かつ総合的に把握する機会を国民に提供するため、必要な体制を整備し、歴史資料等の積極収集及び提供を行っていくか。</p> <p>オーストラリア国立公文書館から受け入れた日系企業記録を一般の利用に供したか。</p>	<p>が適当と認められるものの有無等について意見を申し述べた。以上の結果、平成 30 年度に保存期間が満了する司法行政文書 16 ファイル及び広報資料 15 件が、平成 31 年 4 月に館に移管されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立法府からの歴史公文書等の受入れに向けた助言等について、内閣府から館に対して要請はなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度には、2 件の寄贈の申出があり、58 冊の受入れを行った。 ・加えて、平成 27 年度から計画的に取り組んできたオーストラリア国立公文書館所蔵の日系企業記録について、7 月に寄贈に係る覚書を締結し、3,306 冊の受入れを行った。 ・この結果、合計 3,364 冊の受入れを行い、寄贈・寄託の受入れの実施及び推進を図った。以上のことから、平成 30 年度末現在の寄贈・寄託による受入冊数は合計 8,212 冊となった。 	<p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>引き続き、歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施するとともに、歴史資料等の積極収集及び提供の実施に向けて、有識者の助言を得ながら、課題の整理を進める。</p>	<p>の基準・収集計画の策定について引き続き検討しているところであり、また、そのほかの項目について、所期の目標を上回る成果が得られているとまでは認め難い。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとして、B と評価したもの。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>引き続き、受入れ後 1 年以内に計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずるとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援する。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
iii) 民間に所在する歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れの実施及びその推進を図ること。	iii) 民間に所在する歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れの実施及びその推進を図ること。				
iv) 歴史公文書等の散逸を防ぎ、歴史的事実を立体的かつ総合的に把握する機会を国民に提供するため、歴史資料等の積極収集及び提供を行うこと。なお、その際には、明治 150 年関連施策として、明治期資料の記録保全と情報提供を図ること。	iv) 歴史公文書等の散逸を防ぎ、歴史的事実を立体的かつ総合的に把握する機会を国民に提供するため、歴史資料等の積極収集を行うとともに、具体的な利用方法を検討し、提供を行う。なお、その際には、明治 150 年関連施策として、明治期資料の記録保全と情報提供を図ること。	【難易度：高】歴史資料等の積極収集及び提供を実現するに当たり、有識者による検討会議の運営や収集すべき歴史資料等の基準・収集計画の策定等を行うため、歴史資料等及び文書管理等に関する高度な専門的知見が必要とされるとともに、著作権法などの各種法令を遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料等の積極収集に関し、その方針及び具体的方策等について、学術的見地及び利用者の視点に基づいた検討を行うため、有識者による歴史資料等の積極収集に関する検討会議を開催（7 月 13 日、平成 31 年 1 月 25 日）するとともに、収集すべき歴史資料等の基準・収集計画の策定、事業実施等に向けて、課題整理や検討を進めた。 ・また平成 30 年度は、「明治 150 年」関連施策として、明治期資料の記録保全と情報提供を図ることとされていることから、以下①及び②の資料を対象に、著作権や使用方法、留意事項等について、資料所蔵機関に確認しながら、デジタル複製により収集し、9 月 21 日から東京本館閲覧室の専用端末で提供を開始した。 <ul style="list-style-type: none"> ①東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵絵入自由新聞及び一枚物（12,000 コマ） ②國學院大學図書館所蔵梧陰文庫 秘庫之部（大日本帝国憲法の草稿等）（13,000 コマ） ・さらに、明治期資料の記録保全と情報提供の一環として、大日本帝国憲法の起草、発布及びその前後の社会の様子を分かりやすく紹介するため、上記①及び②のデジタル画像の一部と館所蔵資料のデジタル画像を用いたウェブコンテンツ「1889 年 2 月 11 日大日本帝国憲法発布の日」を作成し、インターネットを通じた提供を開始した（10 月 31 日）。 ・平成 29 年度末に収集した、外邦図デジタルアーカイブについては、収集したデジタル画像を提供用のデジタル画像に変換し、同デジタル画像の目録及び資料群の解説を作成した後、東京本館閲覧室の専用端末及び大型モニターでの提供を開始した（5 月 29 日及び 11 月 22 日に分けて実施）。 ・以上の取組に加え、民間所在の歴史資料等に係る所蔵者からの寄贈・寄託を含む扱いの相談を受け、当該資料の保存状況や内容確認を行う等、問い合わせ対応や調整を行った。 		

しつつ、試行的作業を経ながら望ましい事業設計や必要な体制整備を図るための総合調整が必要となるため。																														
v)受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了すること。 【指標】 ・歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架：達成率100%	v)受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了する。また、オーストラリア国立公文書館から受け入れた日系企業記録について、一般的の利用に供するまでの作業を実施する。 数値目標:歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架達成率100%	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月以降に受け入れた歴史公文書等16,479冊（恩給原書14,069冊、独立行政法人等7法人（国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国立大学法人富山大学、大学共同利用機関法人人間文化研究機構及び特殊法人日本中央競馬会）9冊、裁判文書2,000冊、軍法会議関係文書388冊、寄贈・寄託文書13冊）を、8月に一般の利用に供した。 4月～7月に受け入れた行政文書16,034冊及び司法行政文書56冊を、平成31年3月に一般の利用に供した。 オーストラリア国立公文書館から寄贈された日系企業記録については、受入れ後、1年以内に一般の利用に供するまでの作業を実施し、平成31年2月に利用を開始した。 平成30年度に受け入れた歴史公文書等のうち、内閣官房、内閣法制局、文部科学省から受け入れた歴史公文書等、総務省、人事院から受け入れた歴史公文書等の一部、法務省から受け入れた歴史公文書等（軍法会議関係文書）については東京本館に排架した。この結果、平成30年度末現在の各書庫の書架排架状況は以下のとおりとなった。 	<p style="text-align: center;">書庫の排架状況 (単位: m)</p> <table border="1" data-bbox="1009 1298 1899 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">総延長</th> <th rowspan="2">排架済</th> <th>29年度末</th> <th>30年度</th> <th rowspan="2">未排架 (空き棚)</th> </tr> <tr> <th>現在</th> <th>排架分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京本館</td> <td>34,850</td> <td>32,075 (92.0%)</td> <td>31,960 (91.7%)</td> <td>115 (0.3%)</td> <td>2,775 (8.0%)</td> </tr> <tr> <td>つくば分館</td> <td>37,446</td> <td>35,087 (93.7%)</td> <td>31,886 (85.2%)</td> <td>3,201 (8.5%)</td> <td>2,359 (6.3%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>72,296</td> <td>67,162 (92.9%)</td> <td>63,846 (88.3%)</td> <td>3,316 (4.6%)</td> <td>5,134 (7.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未排架距離には、業務実施に必要な作業スペースが含まれる。</p>	区分	総延長	排架済	29年度末	30年度	未排架 (空き棚)	現在	排架分	東京本館	34,850	32,075 (92.0%)	31,960 (91.7%)	115 (0.3%)	2,775 (8.0%)	つくば分館	37,446	35,087 (93.7%)	31,886 (85.2%)	3,201 (8.5%)	2,359 (6.3%)	計	72,296	67,162 (92.9%)	63,846 (88.3%)	3,316 (4.6%)	5,134 (7.1%)	
区分	総延長	排架済	29年度末				30年度	未排架 (空き棚)																						
			現在	排架分																										
東京本館	34,850	32,075 (92.0%)	31,960 (91.7%)	115 (0.3%)	2,775 (8.0%)																									
つくば分館	37,446	35,087 (93.7%)	31,886 (85.2%)	3,201 (8.5%)	2,359 (6.3%)																									
計	72,296	67,162 (92.9%)	63,846 (88.3%)	3,316 (4.6%)	5,134 (7.1%)																									

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—3	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ①保存に関する適切な措置 イ 保存に関する措置					
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第14条（保存及び移管）、第15条（特定歴史公文書等の保存等）、国立公文書館法第11条第1項第1号（保存）	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	予算額（千円）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
著しく破損した資料の修復（重修復）	400冊以上	—	400冊	401冊	400冊	400冊	400冊	予算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
機械（リーフキャスティング）を利用した修復	1,200枚以上	—	1,241枚	1,206枚	1,206枚	1,202枚	1,205枚	決算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
								経常費用（千円）	—	1,457,028 の内数	1,551,931 の内数	1,526,232 の内数	1,592,994 の内数
								経常利益（千円）	—	1,465,704 の内数	1,462,878 の内数	1,530,272 の内数	1,529,062 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578 の内数	1,785,185 の内数	1,585,738 の内数	1,752,966 の内数
								従事人員数	—	49 の内数	52 の内数	53 の内数	56 の内数

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績		自己評価	
i) 特定歴史公文書等の永久保存義務に鑑み、「保存対策方針」に基づき、計画的な修復の実施など適切な保存のために必要な措置を講ずるとともに、書庫の満架に向けた対応を行う。	i) 「保存対策方針」に基づき、計画的な修復の実施など適切な保存のために必要な措置を講ずるとともに、書庫の満架に向けた対応を行う。	<主な定量的指標> ・特定歴史公文書等の修復冊数及び枚数 <その他の指標> ・特定歴史公文書等の保存状況 ・電子公文書等の移管・保存・利用システムの	<主要な業務実績> ・特定歴史公文書等の保存については、「特定歴史公文書等の保存対策方針」（平成27年5月27日館長決定、平成30年10月1日一部改正。以下「保存対策方針」という。）に基づき、専用書庫内の温湿度等の保存環境を恒常に監視するとともに、特定歴史公文書等に付着した埃取り、定期的な書庫内清掃、保存容器への収納等の処置等、適切な保存に必要な措置を実施した。 ・虫損や破れ等の物理的破損に対する修復については、保存対策方針に基づく「特定歴史公文書等の修復計画」（平成27年5月27日館長決定）を踏まえ、資料の破損状況に応じて修復に取り組んだ。劣化により著しく破損した資料の人的作	<評定と根拠> 評定：B 特定歴史公文書等の保存については、公文書管理法で定められている永久保存義務を果たすための措置を、媒体を問わず、着実に実施した。 特定歴史公文書等（紙媒体）の修復については、数値目標として、	評定 B <評定に至った理由> 館の保存する特定歴史公文書等の修復について、「特定歴史公文書等の保存対策方針」に基づき、著しく破損した資料の修復（重修復）400冊、機械（リーフキャスティング）を利用した修復：1,200冊の年度目標に掲げた数値目標を達成している。	

<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく破損した資料の修復（重修復）：400 冊以上 ・機械（リーフキャスティング）を利用した修復：1,200 枚以上 	<p>数値目標：著しく破損した資料の修復（重修復 400 冊以上実施）</p> <p>機械（リーフキャスティング）を利用した修復 1,200 枚以上実施</p>	<p>運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒体変換（デジタル画像の作成コマ数）状況 <p><評価の視点></p> <p>特定歴史公文書等を適切に保存するとともに、計画的な修復が行われているか。電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ及び保存を確実に実施すること。</p>	<p>業による修復（400 冊）や虫損被害が甚大な資料に対して機械（リーフキャスティング）を利用した作業（1,205 枚）に取り組んだ。</p> <p>・書庫の満架に向けた対応として、東京本館及びつくば分館書庫の排架状況等の現状を改めて確認するとともに、書庫の更なる排架見直しを実施した。</p>	<p>人的作業による修復を 400 冊、機械（リーフキャスティング）を利用した作業を 1,200 枚と定め、人的作業による修復については 400 冊、機械を利用した作業についても 1,205 枚となり、数値目標値を達成することができた。</p>	<p>また、電子公文書等の移管・保存・利用システムについては適切に運用するとともに、電子公文書等の保存を確實に実施したことから、所期の目標を達成していると認められる。</p>																																																															
<p>ii) 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ及び保存を確実に実施すること。</p>	<p>ii) 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ及び保存を確実に実施すること。</p>	<p>特定歴史公文書等について、利用状況等に応じた媒体変換の措置が行われているか。</p>	<p>・電子公文書等については、17 行政機関から 282 冊、1 独立行政法人等から 1 冊、司法府から 1 冊、寄贈 1 冊をそれぞれ受け入れ、計 20 機関、285 冊を適切に保存した。また、受入れから 1 年以内の利用に必要な作業を適切に実施した。</p> <p>・電子公文書等の移管・保存・利用システムについては、適切に運用することにより、システムの安定稼働が確保された。</p> <p style="text-align: center;">電子公文書等の受入れ、保存</p> <table border="1" data-bbox="994 765 2073 1215"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> <tr> <th>行政機関</th> <th>機関数</th> <td>6</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>17</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th></th> <th>冊数</th> <td>31</td> <td>70</td> <td>140</td> <td>214</td> <td>282</td> </tr> <tr> <th>独立行政法人等</th> <th>機関数</th> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <th></th> <th>冊数</th> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <th>司法府</th> <th>冊数</th> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <th>寄贈</th> <th>冊数</th> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <th></th> <th>受入れ冊数</th> <td>33</td> <td>71</td> <td>142</td> <td>215</td> <td>285</td> </tr> <tr> <th></th> <th>保存冊数（累積）</th> <td>802</td> <td>873</td> <td>1,015</td> <td>1,230</td> <td>1,515</td> </tr> </tbody> </table>			26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	行政機関	機関数	6	11	16	16	17		冊数	31	70	140	214	282	独立行政法人等	機関数	1	1	1	1	1		冊数	1	1	1	1	1	司法府	冊数	1	0	1	0	1	寄贈	冊数	0	0	0	0	1		受入れ冊数	33	71	142	215	285		保存冊数（累積）	802	873	1,015	1,230	1,515	<p>電子公文書等の移管・保存・利用システムを、適切に運用することにより、電子公文書等の保存を確實に実施した。</p> <p>利用状況等を勘案し、「平成 30 年度複製物作成計画」を作成、公表するとともに、同計画に従い、紙から直接デジタル化する方法により、2,165,438 コマの複製物作成を行った。</p>	<p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、計画的な修復の実施など適切な保存のための措置を行うとともに、中期的な観点から複製物作成計画を作成し、順次、複製物の作成を行う。</p>
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																														
行政機関	機関数	6	11	16	16	17																																																														
	冊数	31	70	140	214	282																																																														
独立行政法人等	機関数	1	1	1	1	1																																																														
	冊数	1	1	1	1	1																																																														
司法府	冊数	1	0	1	0	1																																																														
寄贈	冊数	0	0	0	0	1																																																														
	受入れ冊数	33	71	142	215	285																																																														
	保存冊数（累積）	802	873	1,015	1,230	1,515																																																														
<p>iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、当該年度の「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行うこと。</p>	<p>iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、30 年度の「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行う。</p>		<p>(1) 平成 30 年度複製物作成計画の公表と複製物の作成</p> <p>・平成 30 年度の複製物作成に当たっては、上記の保存対策方針及び「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成 24 年 3 月 29 日館長決定、平成 27 年 5 月 27 日一部改正、平成 30 年 10 月 1 日一部改正。以下「複製物作成計画」という。）を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、「平成 30 年度複製物作成計画」を定め、館のホームページで公表した。</p> <p>・複製物作成計画に従い、紙から直接デジタル化する方法により、利用者のニーズを踏まえ、内閣文庫等を中心に 2,165,438 コマの複製物作成を行った。</p> <p>(2) 複製物作成に係る資料確認</p> <p>・館所蔵の資料に係る複製物作成推進の一環として、デジタル化作業に先駆けて、同作業に必要な資料 1 点ごとの基礎情報の整備を図ることとし、平成 30 年度は、内閣文庫約 6 万冊、公文書約 300 冊について、資料確認作業を実施した。同作業において、デジタル化作業に必要な各種情報（目録の細目情報、資料形状（大きさ、ページ数、資料の厚み）、保存状態等）を確認した。本作業の実施により、約 6 万冊に係る資料確認が行われ、次年度以降の円滑なデジタル化作業に必要な各種情報を把握できた。</p>	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存を計画的かつ着実に実施する。</p>																																																																

			(3) 複製物の保存管理 ・平成 25 年度までに作成した複製物について、マイクロフィルムの長期保存及び適切な管理のため、その一部（1,878 卷）について、風通し及び調湿剤の交換作業を行った。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1—4	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ②利用に関する適切な措置 ア 利用の請求に関する措置										
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第16条（利用請求）、同法第21条（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）、国立公文書館法第11条第1項第1号（利用）						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー							
2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
30日以内の利用決定（大量請求を除く）	80%以上	—	—	—	86%	83%	87%	予算額（千円）			
要審査文書の審査（利用決定）冊数	—	—	1,692冊	1,253冊	1,501冊	1,188冊	1,628冊	決算額（千円）			
30日以内	—	—	1,212冊 (72%)	860冊 (69%)	897冊 (60%)	641冊 (54%)	1,035冊	経常費用（千円）			
60日以内	—	—	180冊 (11%)	149冊 (12%)	146冊 (10%)	130冊 (11%)	155冊	経常利益（千円）			
60日超え	—	—	300冊 (18%)	244冊 (19%)	458冊 (31%)	417冊 (35%)	438冊	行政サービス実施コスト（千円）			
自主的な要審査文書の審査冊数	—	—	606冊 (22%減)	3,732冊 (616%増)	4,637冊 (24%増)	908冊 (80%減)	851冊 (6.3%減)	従事人員数			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
			業務実績		自己評価	
i) 要審査文書（特定歴史公文書等のうち、利用制限情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊）の利用請求については、適切な期限を設定し、当該期限内に審査を行い、利用に供すること。 【指標】 ・30日以内の利用決定（大量請求を除く）80%以上	i) 要審査文書（特定歴史公文書等のうち、利用制限情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊）の利用請求については、適切な期限を設定し、当該期限内に審査を行い、利用に供すること。 数値目標:30日以内の利用決定（大量請求を除く）80%以上実施	<主な定量的指標> ・30日以内の利用決定（大量請求を除く）の状況 <その他の指標> ・期間内の利用決定の状況 ・要審査文書の計画的・自主的な審査の状況 ・利用制限区分の変更状況 ・公文書管理委員会への諮問状況 <評価の視点> 要審査文書を、内閣総理大臣の同意を得た館の利用等規則に規定する期間内に適切に審査し、利用に供しているか。これまでの利用実績から利用頻度が高いと考えられる要審査文書を計画的かつ自主的に審査しているか。審査請求に適切に対応できているか。	<主要な業務実績> ・5月18日付で「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）が一部改正されたため、「独立行政法人国立公文書館利用等規則」（平成23年4月1日規程第4号。以下「利用等規則」という。）等を一部改正し、10月1日から施行した。 ・利用者のニーズを踏まえ、特定歴史公文書等のカラーでの複製物の作成及び写しの交付を実施するため、平成31年3月18日付で利用等規則を改正し、同年4月1日から施行することとした。 ・平成30年度において、特定歴史公文書等の閲覧者数は4,461人であり、特定歴史公文書等の利用状況については、利用請求による閲覧冊数は81冊、写しの交付冊数は2,460冊、簡便な方法による閲覧冊数は41,418冊、マイクロフィルムの閲覧冊数は109冊であった。移管元行政機関等による利用は448冊であった。	<評定と根拠> 評定：B 利用請求のあった要審査文書計1,628冊のうち1,627冊について、内閣総理大臣の同意を得た利用等規則に規定する期間内に利用決定を行った。また、利用請求から30日以内に利用決定を行ったものは1,035冊(87%)と数値目標(80%以上)を達成した。さらに、特定歴史公文書等のカラーでの複製物の作成及び写しの交付を行うための利用等規則の改正や、利用頻度が高いと考えられる要審査文書の自主的な審査についても、これを計画的かつ積極的に実施し、利用制限区分の見直しも適切に対応した。 以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。 <課題と対応> 利用決定期限の確認を十分に行い、特定歴史公文書等の利用等に適切に対応する。	評定 B <評定に至った理由> 要審査文書の審査処理数について、年度目標を踏まえ、館の利用等規則に規定する期間内に、計1,628冊のうち1,627冊の利用決定を行うとともに、残りの1冊については、期限を超過(3日間)して利用に供しており、概ね期限内に審査を行い利用に供している。30日以内の利用決定については、年度目標に掲げた指標を達成している。 また、利用者のニーズを踏まえ、特定歴史公文書等のカラーでの複製物の作成及び写しの交付を実施できるよう、利用等規則を改正したことは評価できる。 要審査文書の自主的な審査について、利用頻度が高いと考えられる要審査文書を中心に、計画的かつ積極的な審査に取り組んだことは評価できる。 既に審査を終えた文書の利用制限区分についても、時の経過を踏まえ利用制限の区分の見直しを適切に実施した。 また、当該年度に新たな審査請求はないことを確認している。 以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価したもの。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、特定歴史公文書等の利用のため要審査文書の審査や貸出審査等について計画的かつ積極的な審査に取り組む。なお、要審査文書の審査については、特に利用決定期限の近づいた文書の審査状況の確認を徹底する等の対策を行い、館の利用等規則に規定する期間内に利用に供すること。
			<その他事項> 特になし。			

		レファレンスの実施件数						
		提供した情報の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
ii) 利用請求に備えた要審査文書の自主的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行うこと。	ii) 利用請求に備えた要審査文書の自主的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行うこと。	利用に関する情報	672	765	363	516	412	
		目録に関する情報	196	105	221	113	79	
		検索方法に係る情報	493	291	178	409	330	
		参考文献に係る情報	16	13	20	49	6	
		他の国立公文書館等に関する情報	73	51	71	46	35	
		その他の情報	204	132	154	261	296	
		合計	1,654	1,357	1,007	1,394	1,158	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用請求のあった要審査文書計 1,628 冊のうち 1,627 冊について、定められた期限内に審査を終了し、利用に供した。なお、残りの 1 冊については、期限を超過（3 日間）して利用に供した。また、利用に供した 1,628 冊の内訳は、利用請求があつた日から 30 日以内に利用決定した文書が 1,035 冊、館の利用等規則に規定される手続を経て、利用決定を延長した上で 60 日以内に利用決定した文書が 155 冊、同様に 60 日を超えて利用決定した文書が 438 冊の、計 1,628 冊であった。 ・要審査文書のうち、大量請求により審査に時間を要するため特例延長処理を行った 438 冊を除く 1,190 冊の要審査文書のうち、利用請求から 30 日以内に利用決定を行ったものは 1,035 冊（87%）であった。 ・なお、30 日以内に審査できない理由及び審査期間は利用請求者に遅滞なく通知した 								
iii) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、速やかに対応すること	iii) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、速やかに対応すること	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの利用実績から利用頻度が高いと考えられる要審査文書の自主的な審査として社会福祉法人設立認可関係文書、過度経済力集中排除法手続記録等 851 冊を審査した。 ・また、利用制限区分の見直しを行い、「非公開」の文書について、「公開」11 冊、「部分公開」7 冊とする利用制限区分の変更を行った。同じく「部分公開」の文書についても、「公開」10 冊とする同様の変更を行った。 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に新たな審査請求はなかった。 						
審査請求（※）の状況								
年度	審査請求対象文書の概要	受付	件数	諮詢	日数	答申	決定	内容
26 年度	依存性薬物検討会 関係書類	27 年 1.7	4	27 年 4.6	89 日	28 年 11.15	28 年 12.9	原処分取消し (一部利用決定)

と。また、公文書管理委員会から同法に基づき、資料の提出等の求めがあった場合には、確実に対応すること。	た、公文書管理委員会から同法に基づき、資料の提出等の求めがあった場合には、確実に対応する。	27 年 度	(新たな異議申立てなし)	
		28 年 度	(新たな審査請求なし)	
		29 年 度	(新たな審査請求なし)	
		30 年 度	(新たな審査請求なし)	
		※ 平成 27 年度までは異議申立てとして受付		

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—5	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ②利用に関する適切な措置 イ 利用の促進に関する措置 i) 展示等の実施				
業務に関連する政策・施策	「明治150年」関連施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第23条（利用の促進） 国立公文書館法第11条第1項第1号	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 展示等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用層の拡大を図ることができ重要である。			関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
展示会入場者数	45,000人以上	—	52,840人	55,671人	48,772人	58,873人	62,840人	予算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数	
特別展・企画展の実施回数	—	—	8回	8回	8回	8回	8回	決算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数	
デジタル展示の実施回数	—	—	2回	2回	2回	2回	1回	経常費用（千円）	—	1,457,028の内数	1,551,931の内数	1,526,232の内数	1,592,994の内数	
館外展示の実施回数	—	—	1回	1回	1回	1回	1回	経常利益（千円）	—	1,465,704の内数	1,462,878の内数	1,530,272の内数	1,529,062の内数	
								行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578の内数	1,785,185の内数	1,585,738の内数	1,752,966の内数	
								従事人員数	—	49の内数	52の内数	53の内数	56の内数	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
i) 国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展のほか、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るために、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行うこと。	i) 国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展のほか、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るために、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行うこと。	<主な定量的指標> ・展示会入場者数 <その他の指標> ・明治150年を記念する展示及び関連行事等の実施状況 ・外部の意見の聴取状況 ・貸出状況	<主要な業務実績> ・常設展を実施するとともに、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い特別展・企画展を年8回（特別展2回、企画展6回）実施したほか、遠方の利用者の利便を図るため、館外展を1回実施した。この結果、展示会入場者数の合計は62,840人（数値目標比約140%）となった。また、1回のデジタル展示を館ホームページで公開した。 ・平成30年度は、明治維新から150年を迎える年であることから、政府による「明治150年」関連施策の一環として、春の特別展、秋の特別展、第1回企画展、第3回企画展及び館外展を開催した。その際、秋の特別展を、明治150年を記念する展示会の中核的な展示として位置づけ、年間を通じて、明治150年を扱うこととした。その結果、上位づけ、年間を通じて、明治150年を扱うこととした。その結果、上	<評定と根拠> 評定：A 重要度：高とされた、展示等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることについて、平成30年度においても、引き続き常設展・特別展・企画展・館外展を開催し、展示会入場者数は数値目標比約140%の62,840人となった。 春の特別展では、記念講演会及び展示解説会を実施し、観覧者の満足度（「満	評定 A <評定に至った理由> 重要度：高である展示等の実施について、特別展・企画展を年8回（特別展2回、企画展6回）、デジタル展示及び館外展をそれぞれ年1回実施している。 展示会入場者数について、年度目標に掲げた年間45,000人を140%上回る水準で達成したこと、対前年度比7%増の入場者数を記録したことは大いに評価できる。なお、年度目標45,000人のうち数として掲げた「うち明治150年記念展：15,000人以上」についても、明治150年記念展として位置付けた秋の特別展の

<p>明治 150 年関連施策として、明治 150 年を記念する展示会及び関連行事を実施する。この際、関係機関との連携に取り組む等により、更なる魅力向上に努めるここと。</p> <p>さらに、展示について外部の意見を聴取した上で、その結果を反映させること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>展示やデジタルアーカイブ等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要なである。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会入場者数：45,000 人以上（うち明治 150 年記念展：15,000 人以上） 	<p>明治 150 年関連施策として、明治 150 年を記念する展示会及び関連行事を実施する。この際、関係機関との連携に取り組む等により、更なる魅力向上に努める。さらに、展示について外部の意見を聴取した上で、その結果を反映する。</p> <p>数値目標：展示会入場者数：45,000 人以上（うち明治 150 年記念展：15,000 人以上）</p>	<p><評価の視点></p> <p>国民のニーズ等を踏まえた魅力ある質の高い展示等が実施できているか。</p>	<p>記展示会の合計入場者数は、40,368 人に達した。あわせて、デジタル展示についても、「明治 150 年」関連施策として、明治期の教育をテーマに据えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各展示会については以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 常設展（東京本館、つくば分館） <ul style="list-style-type: none"> ・東京本館においては、「日本国憲法」（複製）等を展示する「特設展示」と近代以降の歴史的な事象に関する所蔵資料（複製）を展示する基本展示「日本のあゆみ」を、平成 29 年度に引き続き実施した。入場者数は合計 4,659 人（企画展開催期間中の常設展入場者数は含まない。）であった。 ・つくば分館においては、「日本国憲法」、「終戦の詔書」、「戊辰所用錦旗軍旗真図」及び「常陸國絵図」（いずれも複製）等を通年で展示したほか、常設展示目録を来館者に無料で配布した。入場者数は 837 人であった。 (2) 特別展（東京本館） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の特別展を 2 回実施し、入場者数は合計 20,004 人であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイトル</th><th>開催期間</th><th>入場者数</th><th>展示資料</th><th>満足度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春の特別展 江戸幕府、最後の戦い—幕末の「文武」改革</td><td>3/31～5/6 (37 日)</td><td>11,326 人</td><td>75 点</td><td>「満足」・「どちらかといふと満足」 97%</td></tr> <tr> <td>秋の特別展 明治 150 年記念 躍動する明治—近代日本の幕開け—</td><td>9/22～11/4 (44 日)</td><td>8,678 人</td><td>70 点 (うち館所蔵資料 55 点)</td><td>「満足」・「どちらかといふと満足」 95%</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>20,004 人</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>・春の特別展では、江戸幕府が行った、幕末の様々な改革にまつわる資料を展示した。また、以下の関連行事を開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連行事名</th><th>開催日</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年春の特別展「江戸幕府、最後の闘い—幕末の「文武」改革—」記念講演会 ・芳賀徹氏（東京大学名誉教授）「福沢諭吉の見た幕末維新」 ・ロバート キャンベル氏（国文学研）</td><td>4/8</td><td>424 人</td></tr> </tbody> </table>	タイトル	開催期間	入場者数	展示資料	満足度	春の特別展 江戸幕府、最後の戦い—幕末の「文武」改革	3/31～5/6 (37 日)	11,326 人	75 点	「満足」・「どちらかといふと満足」 97%	秋の特別展 明治 150 年記念 躍動する明治—近代日本の幕開け—	9/22～11/4 (44 日)	8,678 人	70 点 (うち館所蔵資料 55 点)	「満足」・「どちらかといふと満足」 95%	合計		20,004 人			関連行事名	開催日	参加者数	平成 30 年春の特別展「江戸幕府、最後の闘い—幕末の「文武」改革—」記念講演会 ・芳賀徹氏（東京大学名誉教授）「福沢諭吉の見た幕末維新」 ・ロバート キャンベル氏（国文学研）	4/8	424 人	<p>足」・「どちらかといふと満足」）は 97% であったほか、企画展においては展示企画者によるギャラリートーク、また館外展においては展示解説を開催した。</p> <p>政府の「明治 150 年」関連施策として、秋の特別展を中核として、春の特別展、第 1 回企画展、第 3 回企画展及び館外展を実施した。このうち秋の特別展では、外務省外交史料館、国立国会図書館等から資料を借用し、歴史研究者等の有識者の意見聴取結果を踏まえて、展示を開催するとともに、同展の関連行事として、記念講演会、展示解説会、プロジェクト・マッピング等を実施したことで、展示会の質や魅力の向上を図り、来館者の満足度（「満足」「どちらかといふと満足」）が 95% となったことは評価できる。</p> <p>デジタル展示については、明治 150 年関連施策として、明治期の教育をテーマに、過去の展示の内容を一部拡充・再構成する形で館 HP に公開しており、所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>さらに、館の所蔵資料を他機関で実施されている展示（主催又は共催で関わったものを除く）に積極的に貸出しを行ったほか、軽微な破損が見られる資料については、館において貸出し前に修復を行う等、資料の取扱いに最大限配慮した上で、積極的に貸出しを行ったことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を上回る成果が認められるとして A と評価したもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、魅力ある質の高い展示の実施等を通じて、国民の歴史公文書等への関心を高め、館への理解や利用層の拡大を図る。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
タイトル	開催期間	入場者数	展示資料	満足度																										
春の特別展 江戸幕府、最後の戦い—幕末の「文武」改革	3/31～5/6 (37 日)	11,326 人	75 点	「満足」・「どちらかといふと満足」 97%																										
秋の特別展 明治 150 年記念 躍動する明治—近代日本の幕開け—	9/22～11/4 (44 日)	8,678 人	70 点 (うち館所蔵資料 55 点)	「満足」・「どちらかといふと満足」 95%																										
合計		20,004 人																												
関連行事名	開催日	参加者数																												
平成 30 年春の特別展「江戸幕府、最後の闘い—幕末の「文武」改革—」記念講演会 ・芳賀徹氏（東京大学名誉教授）「福沢諭吉の見た幕末維新」 ・ロバート キャンベル氏（国文学研）	4/8	424 人																												

究資料館長)「文学の中で、「国を開く」ということについて」		
展示解説会	4/25	48人

引き続き、魅力ある質の高い展示の実施に取り組む。

・秋の特別展では、日本国内の関係機関から資料 15 点（例 国立国会図書館所蔵「夏島草案」、外務省外交史料館所蔵「日墺修好通商航海条約（条約書）」）を借用するとともに、「大日本帝国憲法」原本を特別に展示した。また、様々な関連行事を実施したことで、展示会の魅力向上を図った。その結果、観覧者の満足度（「満足」・「どちらかというと満足」）は 95% であった。こうした取組により政府の「明治 150 年」関連施策への取組に大きく貢献できた。

・秋の特別展では、展示企画に関する資料選定や、来館者に分かりやすい展示手法等について日本近代史の有識者から意見を聴取した上で、明治前半期の政治、外交、文化に関する資料を展示し、「大日本帝国憲法」原本を特別に展示した。「大日本帝国憲法」原本を展示するに当たっては、安定した環境で展示するために特注の傾斜台付き保存箱を用いることにより、見せ方を工夫した。あわせて、有識者からの提案を取り入れ、入場者が同原本の全文を確認できるよう、資料の写しをパウチングして原本とともに設置した。また、以下の関連行事を開催した。

関連行事名	開催日	参加者数
平成 30 年秋の特別展「躍動する明治—近代日本の幕開け—」記念講演会 ・松井今朝子（作家）「開化のカオス 銀座煉瓦街」 ・木下直之氏（東京大学教授・静岡県立美術館長）「銅像の時代、木偶（でく）だらけの東京」	10/8	275 人
体験型イベント 謎解きゲーム「明治時代からの手紙」	10/20	160 人
展示解説会	10/24	60 人

・新館における広報業務の展開を見据えて、平成 29 年度に引き続き、春と秋の特別展では、展示会広報業務を専門事業者に一括的に委託することにより、両特別展の広報物のイメージの統一、夜間の集客力拡大を狙ったプロジェクト・マッピング等の新たなイベントの実施等を通じて、広報の訴求力の向上に努めた。

（3）企画展（東京本館、つくば分館）

・東京本館において、特別展会期中を除く期間に 4 回の企画展を行った。企画展全体での入場者数は 21,692 人であった。関連行事として、

ギャラリートークを13回開催（5月30日、6月27日、7月25日、8月22日、11月26日、12月19日、平成31年1月30日、2月27日※5月30日、7月25日、8月22日については2回、6月27日は3回開催）し、参加者数は合計510人であった。

・広報の取組として、新聞やカルチャーセンターの情報誌等の媒体に展示会情報を掲載し、展示会に関心を持ちうる人々に対する積極的な広報を実施した。

タイトル	開催期間	入場者数
第1回 戊辰戦争—菊と葵の500日—	5/26～6/30 (31日)	7,232人
第2回 平家物語—妖しくも美しき—	7/21～9/1 (36日)	5,964人
第3回 つながる日本、つながる世界—明治の情報通信—	11/20～12/22 (28日)	3,120人
第4回 温泉～江戸の湯めぐり～	H31/1/26～3/9 (36日)	5,376人
合計		21,692人

・つくば分館において、2回の企画展を行い、企画展全体での入場者数は5,636人であった。

タイトル	開催期間	入場者数
第1回 花さんぽ—古書にみる江戸の花—	4/9～21 (11日間)	179人
第2回 和歌の世界—親子で楽しむ百人一首のなぞ—	7/23～8/31 (33日)	5,457人
合計		5,636人

・「花さんぽ—古書にみる江戸の花—」は、文部科学省が主催する「科学技術週間」に合わせて開催した。展示参考資料を来館者に無料で配布した。「科学技術週間」の公開総合ガイドに、つくば分館の案内を掲載し、企画展の紹介を行った。

・「和歌の世界—親子で楽しむ百人一首のなぞ—」は、つくば市教育委員会が推進する「つくばちびっ子博士2018」事業に協賛し、つくば市の中学校の夏休み期間中に開催した。

・第2回企画展において、和綴じ（三つ目綴じ・四つ目綴じ）体験講座を実施し、計1,440人が参加し、好評を博した。さらに、子ども向けて展示会に対する感想を自由に記述できる「感想ノート」を置いて、館への関心を一層深めてもらうことに努めた。

（4）館外展

・兵庫県立歴史博物館において、共催展示「国立公文書館所蔵資料展
近代日本と兵庫のあゆみ」を開催し、入場者は 10,012 人であった。関連行事として、館職員が展示解説を行った（平成 31 年 2 月 9 日）。

タイトル	開催期間	展示資料	入場者数
国立公文書館 所蔵資料展 近代日本と兵庫のあゆみ	H31/2/9～3/17 (32日)	27 点 (うち館所蔵資料 21 点)	10,012 人

（5）デジタル展示

・過去の展示（平成 26 年度第 4 回企画展）の内容を一部拡充・再構成したデジタル展示「明治の学び」を、「明治 150 年」関連施策の一環として新たに作成し、10 月に館のホームページで公開した。

（6）貸出し

・他機関で実施されている展示を主催又は共催で関わったものを除き、平成 30 年度において 20 機関に対して 131 冊の貸出しを行った。
・平成 28 年度に作成した「貸出しの手引き」をもとに調整等を丁寧に行なったほか、軽微な破損が見られる資料については、事前に修復を行う等、資料の取扱いに最大限配慮して積極的に貸出しを行った。

貸出実績

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
貸出機関数	19	18	13	14	20
貸出冊数	153	88	117	72	131

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—6	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ②利用に関する適切な措置 イ 利用の促進に関する措置 ii) デジタルアーカイブの運用及び充実					
業務に関連する政策・施策	「明治150年」関連施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第23条（利用の促進） 国立公文書館法第11条第1項第1号（利用）	
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	予算額（千円）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
デジタル画像作成数（目標値）	新規提供コマ数 210万コマ以上	—	210万コマ	210万コマ	210万コマ	210万コマ	210万コマ	予算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
(実績値)	—	—	約211万コマ	約210万コマ	約210万コマ	約211万コマ	約217万コマ	決算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
(達成率)	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	—	1,457,028 の内数	1,551,931 の内数	1,526,232 の内数	1,592,994 の内数
デジタル画像作成率	—	—	10.6%	12.9%	15.0%	17.2%	19.3%	経常利益（千円）	—	1,465,704 の内数	1,462,878 の内数	1,530,272 の内数	1,529,062 の内数
デジタル・アーカイブアクセス数	—	—	346,177件	295,811件	397,940件	414,121件	428,814件	行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578 の内数	1,785,185 の内数	1,585,738 の内数	1,752,966 の内数
								従事人員数	—	49 の内数	52 の内数	53 の内数	56 の内数

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価							主務大臣による評価				
			業務実績				自己評価							
ii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブ	ii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブ	<主な定量的指標> ・デジタル化:新規提供コマ数 <その他の指標> ・デジタルアーカイブ等システムの運用状況	<主要な業務実績> ・紙資料から直接デジタル化する方法により、2,165,438コマのデジタル化を行い、館デジタルアーカイブへ登載した。これにより、既に公開している約1,946万コマと合わせ、約216万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上、インターネットでの提供を開始した。 ・平成30年度も「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定、平成27年5月27日一部改正、平成30年10月1日一部改正。以下「複製物作成計画」という。）に基づきデジタル化を実施した結果、特定	<評定と根拠> 評定:B 複製物作成計画に基づきデジタル化を実施し、2,165,438コマをデジタル化し、インターネット上で公開したことで、平成30年度のデジタル化の数値目標210万コマ以上を達成した。これにより、約	評定		B	<評定に至った理由> 資料のデジタル化について、複製物作成計画に基づき、デジタル画像の新規提供コマ数210万コマ以上を作成しており、所期の目標を達成している。 また、「明治150年」関連施策として、明治期公文書等を新たにデジタル化しており、明治期						

を推進すること。 【指標】 ・デジタル化：新規提供コマ数 210 万コマ以上	を推進する。 数値目標：デジタル化：新規提供コマ数 210 万コマ以上提供	<p>・明治期公文書のデジタルアーカイブの充実化の状況</p> <p><評価の視点></p> <p>計画的な所蔵資料のデジタル化が実施できているか。デジタルアーカイブ等システムの運用を適切に実行できているか。</p> <p>明治期公文書のデジタルアーカイブの充実を図る。</p>	<p>歴史公文書等のデジタル画像の作成率は、19.3%となった。</p> <p>・なお政府の「明治 150 年」関連施策として、明治期公文書等 147 冊 (14,268 コマ) を新たにデジタル化し、デジタルアーカイブの充実を図った。</p> <p style="text-align: center;">特定歴史公文書等のデジタル化の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定歴史公文書等の所蔵冊数 (冊)</td> <td>1,367,015</td> <td>1,392,828</td> <td>1,423,720</td> <td>1,456,316</td> <td>1,498,798,</td> </tr> <tr> <td>館デジタルアーカイブ提供冊数 (冊)</td> <td>145,038</td> <td>179,236</td> <td>213,954</td> <td>249,892</td> <td>289,000</td> </tr> <tr> <td>作成率 (%)</td> <td>10.6</td> <td>12.9</td> <td>15.0</td> <td>17.2</td> <td>19.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・デジタル化に当たっては、ウェブアンケートを実施し、内閣文庫資料のデジタル化に係るニーズ等を把握した。</p> <p style="text-align: center;">利用者の要望を踏まえた内閣文庫のデジタル化の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙からデジタル化した資料 (冊)</td> <td>145,038</td> <td>179,195</td> <td>213,835</td> <td>249,767</td> <td>288,873</td> </tr> <tr> <td>内閣文庫 (冊)</td> <td>30,848</td> <td>64,547</td> <td>98,557</td> <td>133,641</td> <td>172,503</td> </tr> <tr> <td>内閣文庫の割合 (%)</td> <td>21.3</td> <td>36.0</td> <td>46.1</td> <td>53.5</td> <td>59.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>・デジタルアーカイブ等システムについては、適切に運用することにより、同システム上で提供する館デジタルアーカイブ及びアジア歴史資料センター資料提供システムの各サービスに係る安定稼働が確保された。</p> <p style="text-align: center;">館デジタルアーカイブのトップページへのアクセス数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>346,177</td> <td>295,811</td> <td>397,940</td> <td>414,121</td> <td>428,814</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	特定歴史公文書等の所蔵冊数 (冊)	1,367,015	1,392,828	1,423,720	1,456,316	1,498,798,	館デジタルアーカイブ提供冊数 (冊)	145,038	179,236	213,954	249,892	289,000	作成率 (%)	10.6	12.9	15.0	17.2	19.3		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	紙からデジタル化した資料 (冊)	145,038	179,195	213,835	249,767	288,873	内閣文庫 (冊)	30,848	64,547	98,557	133,641	172,503	内閣文庫の割合 (%)	21.3	36.0	46.1	53.5	59.7		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	アクセス件数	346,177	295,811	397,940	414,121	428,814	<p>2,162 万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上インターネットで公開した。</p> <p>また、デジタルアーカイブ等システムの適切な運用により、システムの安定稼働を確保するとともに、利用者に対する可用性の高いサービスの提供を実現した。</p> <p>政府の「明治 150 年」関連施策として、明治期公文書等 14,268 コマを新たにデジタル化し、明治期公文書等のデジタルアーカイブの充実につなげた。</p> <p>以上、所期の目標を計画的かつ適切に達成できていることから B と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、計画的な所蔵資料のデジタル化に取り組む。</p>	<p>公文書のデジタルアーカイブの充実を図ったと認められる。</p> <p>デジタルアーカイブ等システムを適切に運用し、引き続き、利用者に対する可用性の高いサービスを提供したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとして B としたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、計画的な所蔵資料のデジタル化に取り組む。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																												
特定歴史公文書等の所蔵冊数 (冊)	1,367,015	1,392,828	1,423,720	1,456,316	1,498,798,																																																												
館デジタルアーカイブ提供冊数 (冊)	145,038	179,236	213,954	249,892	289,000																																																												
作成率 (%)	10.6	12.9	15.0	17.2	19.3																																																												
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																												
紙からデジタル化した資料 (冊)	145,038	179,195	213,835	249,767	288,873																																																												
内閣文庫 (冊)	30,848	64,547	98,557	133,641	172,503																																																												
内閣文庫の割合 (%)	21.3	36.0	46.1	53.5	59.7																																																												
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																												
アクセス件数	346,177	295,811	397,940	414,121	428,814																																																												

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1－7	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ②利用に関する適切な措置 イ 利用の促進に関する措置 ⅲ) 利用者層の拡大に向けた取組						
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第16条（利用請求）、第23条（利用の促進） 国立公文書館法第11条第1項第1号		
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国立公文書館ニュース発行回数	4回	—	1回	4回	4回	4回	4回	予算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
見学者数（件数）	—	—	93件	151件	151件	159件	191件	決算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
(人数)	—	—	911人	2,195人	2,279人	2,155人	2,653人	経常費用（千円）	—	1,457,028 の内数	1,551,931 の内数	1,526,232 の内数	1,592,994 の内数
土曜日の閲覧室開室日数	—	—	11日	11日	50日	47日	43日	経常利益（千円）	—	1,465,704 の内数	1,462,878 の内数	1,530,272 の内数	1,529,062 の内数
土曜日の閲覧者数	—	—	174人	189人	937人	958人	820人	行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578 の内数	1,785,185 の内数	1,585,738 の内数	1,752,966 の内数
特別展の土日・祝日開催日数	—	—	28日	28日	29日	25日	31日	従事人員数	—	49 の内数	52 の内数	53 の内数	56 の内数
特別展の土日・祝日入場者数	—	—	17,753人	17,211人	12,563人	15,368人	11,539人						
企画展の土曜日開催日数	—	—	30日	32日	33日	31日	24日						
企画展の土曜日入場者数	—	—	3,072人	3,269人	7,000人	6,444人	7,287人						
国際アーカイブズの日記念公開講演会参加者	—	—	107人	144人	140人	133人	157人						
ツイッターフォロワー数	—	—	1,571人	20,491人	36,498人	42,029人	45,795件						
「友の会」会員数	—	—	—	729人	800人	846人	836人						

※平成26年度企画展の土曜日入場者数には、平成26年11月2日（日）の184人、及び同11月3日（月・祝）の302人を含む。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

※平成27年度企画展の土曜日入場者数には、平成27年11月3日（火・祝）の207人を含む。

※平成26年度から27年度の閲覧室土曜日開室は、臨時開室として実施。なお、施設整備等による閉室時は、事前に館ホームページ等で周知の上、閉室とした（平成30年度には5日間閉室）。

※平成28年度企画展の土曜日入場者数には、平成28年8月11日（木・祝）の463人、同8月14日（日）の415人、及び同11月3日（木・祝）の223人を含む。

※平成29年度企画展の土曜日入場者数には、平成29年8月11日（金・祝）の260人及び同8月13日（日）の232人を含む。

※平成30年春の特別展の土曜日入場者数には、平成30年3月31日（土）の648人を含む。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																																																																								
			業務実績				自己評価																																																																										
iii) 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。 また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施すること。 さらに、積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高めること。また、館と利用者、利用者同士の交流を推進するためのツールについて、更なる検討を行うこと。	iii) 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供する。また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施する。さらに、積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高める。また、館と利用者、利用者同士の交流を推進するためのツールについて、更なる検討を行う。	<主な定量的指標> ・国立公文書館ニュース発行回数 <その他の指標> ・見学等の受入数 ・土曜日の閲覧室開室日数 ・土曜日の閲覧者数 ・特別展の土日・祝日開催日数 ・特別展の土日・祝日入場者数 ・企画展の土曜日開催日数 ・企画展の土曜日入場者数 ・国際アーカイブズの日記念講演会参加者数 ・SNS フォロー数 ・「友の会」会員数 <評価の視点> 利用者層の拡大に向けた取組を実施したか。	<主要な業務実績> ・気軽に館や公文書に親しんでもらえるよう、親子（小学生）、中学生・高校生、大学生、「国立公文書館友の会」会員のそれぞれを対象として、館主催見学ツアーを実施した。特に、児童・生徒等に向けた取組として、小学生及び中学生・高校生に幅広い資料の閲覧体験、大学生に元号及び参加者が希望する資料閲覧体験等をそれぞれ実施した。 館主催見学ツアー各種別の実施実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>実施日</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子（小学生）</td> <td>7月30日（月）（午前・午後）</td> <td>52人</td> </tr> <tr> <td>中学生・高校生</td> <td>8月20日（月）（午前・午後）</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>友の会</td> <td>12月3日（月）（午前・午後）</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>平成31年2月25日（月）（午前・午後）</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>ふらっとツアー</td> <td>月1回程度、全11回開催</td> <td>139人</td> </tr> <tr> <td>ふらっとナイトツアー</td> <td>春・秋の特別展期間中、各1回開催</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table> ・バックヤードツアー等、事前申込に基づく見学等を受け入れた結果、平成30年度における見学等の受入数については、191件、2,653人となった。 バックヤードツアー等見学者の受入れ数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th colspan="2">26年度</th> <th colspan="2">27年度</th> <th colspan="2">28年度</th> <th colspan="2">29年度</th> <th colspan="2">30年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京本館</td> <td>85</td> <td>804</td> <td>140</td> <td>1,998</td> <td>134</td> <td>2,101</td> <td>151</td> <td>2,029</td> <td>176</td> <td>2,469</td> </tr> <tr> <td>つくば分館</td> <td>8</td> <td>107</td> <td>11</td> <td>197</td> <td>13</td> <td>178</td> <td>8</td> <td>126</td> <td>15</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>93</td> <td>911</td> <td>151</td> <td>2,195</td> <td>147</td> <td>2,279</td> <td>159</td> <td>2,155</td> <td>191</td> <td>2,653</td> </tr> </tbody> </table> ・夏休み期間中に開催された第2回企画展「平家物語—妖しくも美しき—」では、関連イベント琵琶語り「平家物語」を開催し、展示テーマに沿った琵琶演奏、薩摩琵琶の講義及び参加者全員で「祇園精舎」を謡うワークショップを行った。 ・中学校・高等学校の教員等を対象に、当館が所蔵する歴史公文書等を用いた教育活動を実施するために必要な専門的知識及び技能を習得する講習を実施した（8月21日：20人参加、8月22日：10人参加）。 ・平成30年度における閲覧者数は東京本館・つくば分館あわせて4,461人であった。平成28年度から東京本館の閲覧室は、原則、毎週土曜日に開室し、休日の閲覧業務を拡充し、閲覧室開室日数は43日、閲覧者数は820人（平均19人）であった。 ・特別展の土日・祝日開催及び企画展の土曜日開催に当たっては、業務効率化の観点か	対象	実施日	参加者数	親子（小学生）	7月30日（月）（午前・午後）	52人	中学生・高校生	8月20日（月）（午前・午後）	19人	友の会	12月3日（月）（午前・午後）	25人	大学生	平成31年2月25日（月）（午前・午後）	15人	ふらっとツアー	月1回程度、全11回開催	139人	ふらっとナイトツアー	春・秋の特別展期間中、各1回開催	30人	年度 区分	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		件数	人数	東京本館	85	804	140	1,998	134	2,101	151	2,029	176	2,469	つくば分館	8	107	11	197	13	178	8	126	15	184	合計	93	911	151	2,195	147	2,279	159	2,155	191	2,653	<評定と根拠> 評定：B 利用者層の拡大に向けた各種の取組を着実に実施し、新たな関連行事等も行い、利用者層の拡大に努めた。 ・館主催アーカイブズツアーやバックヤードツアー等を実施し、見学受入れ数は、2,653人となった。また、児童・生徒等に向けた取組として元号に関する資料を含む幅広い資料の閲覧体験等を実施した。また、第2回企画展「平家物語—妖しくも美しき—」では、関連イベント琵琶語り「平家物語」を開催した。 ・東京本館では、毎週土曜日に閲覧室を開室し、引き続き閲覧室利用者の利便性を向上させた。 ・土日・祝日における展示会を着実に実施し、特別展・企画展の入場者数は、18,826人であった。 ・「国際アーカイブズの日」記念講演会の参加者数は157人であった。 ・館ホームページやSNS等を通じて、館の業務、活動、展示会及び所蔵資料等について積極的に情報を発信するのみならず、館と利用者、利用者同士の交流を推進した結果、フォロー数は合計45,795件となった。 ・平成27年度に発足した「国立公文書館友の会」は、会員数が836人であった。また、入会時の会費支払い方法について、新たにオンライン決済の仕組みを5月1日に導入した。	評定 B <評定に至った理由> 利用者層の拡大に向けた取組として、館主催見学ツアーやバックヤードツアー等において、幅広い世代及びカテゴリーを対象とした見学受入れに取り組んだこと、「国立公文書館友の会」による同会員向けイベントの開催、「国際アーカイブズの日」記念講演会の開催や館ホームページを通じた国内関係機関への当該プロジェクト等の周知・参加促進など、幅広く利用者層の拡大に取り組んでおり、所期の目標を達成している。 特に、利用者層の拡大を図る取組として、引き続き企画展の関連イベント等を実施するとともに、新たな取組として、ふらっとナイトツアーの実施及び企画展の日曜日・祝日の開催を令和元年度より行うとしたことは評価できる。 情報発信として、国立公文書館ニュース発行回数は年度目標に掲げた数値目標を達成したほか、平成29年度より利用を開始したFacebook及びYouTubeに関して、展示紹介動画を多く公開する等の取組を行い、前年度よりも大幅にフォロー数等を伸ばしており、積極的にSNS等を活用して情報発信を行っていると認められる。 また、館ホームページや、取材対応、展示会に関する広報展開により、館の業務・活動及び所蔵資料等について積極的に情報発信を行っている。特に、館の業務を紹介する広報映像コンテンツを刷新とともに、それぞれ英語・中国語・韓国語版を作成し、多言語化を図ったことは評価できる。 以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価したもの。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、利用者層の拡大に向けて情報発信力の強化等に取り組む。								
対象	実施日	参加者数																																																																															
親子（小学生）	7月30日（月）（午前・午後）	52人																																																																															
中学生・高校生	8月20日（月）（午前・午後）	19人																																																																															
友の会	12月3日（月）（午前・午後）	25人																																																																															
大学生	平成31年2月25日（月）（午前・午後）	15人																																																																															
ふらっとツアー	月1回程度、全11回開催	139人																																																																															
ふらっとナイトツアー	春・秋の特別展期間中、各1回開催	30人																																																																															
年度 区分	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度																																																																								
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																																							
東京本館	85	804	140	1,998	134	2,101	151	2,029	176	2,469																																																																							
つくば分館	8	107	11	197	13	178	8	126	15	184																																																																							
合計	93	911	151	2,195	147	2,279	159	2,155	191	2,653																																																																							

ら受付案内等の業務について外部委託を実施した。なお、特別展の土日・祝日開催日数は31日で、入場者数は11,539人であった。また、企画展の土曜日開催日数は24日で、入場者数は7,287人であり、合計18,826人であった。

- ・また、企画展の日曜日及び祝日の開催について検討し、平成31年度から、企画展についても土日・祝日を開催することとした。

- ・館の利用者層の拡大を図るとともに、館の活動や制度についての幅広い層の理解を得るため、『国立公文書館ニュース』を4回刊行した。

広報誌『国立公文書館ニュース』刊行状況

号	刊行日	内容	発行部数
14号	6月1日	(特集) 記録を残し伝える仕事～アーキビストを目指す時代がやってくる！～	1万部
15号	9月1日	(特集) 浮かび上がる躍動の時代 平成30年秋の特別展「躍動する明治－近代日本の幕開け－」	1万部
16号	12月1日	(特集) 歴史の「行間」を探して	1万部
17号	平成31年3月1日	(特集) 天皇皇后両陛下と平成の時代	1万部

- ・積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高め、館と利用者、利用者同士の交流を推進するため、以下に取り組んだ。

- ・館の公式アカウントによるSNS(Twitter、Facebook及びYouTube)の利用・連携を継続。なお、SNSのフォロー数は合計45,795件であり、内訳はそれぞれ下記のとおり。

Twitter フォロワー数 44,419件

Facebook ページフォロー数 1,296件

YouTube チャンネル登録者数 80件

- ・当館の業務を紹介する広報映像コンテンツを刷新した。視聴者の目的にあわせて、講演等業務用及び一般来館者用の2種を作成するとともに、それぞれ英語・中国語・韓国語版を用意し、多言語化を図った。

- ・つくば分館においても、春・夏の企画展の開催の周知を図るため、ちらし・ポスターを作成し、つくば市内の小・中学校へ配布した。また、新聞、情報誌、コミュニティFM、ケーブルテレビを通じて、開催情報の発信を積極的に行った。

- ・茨城県、つくば市、国立研究機関、民間企業等で構成される「筑波研究学園都市交流協議会」(96機関)に加盟し、他機関との情報交換や、連携を深めるための交流を行った。

- ・6月7日、「国際アーカイブズの日」記念講演会を東京都内で開催し、157人が参加した（うち、19人は一般参加者）。同講演会では奈良岡聰智氏（京都大学大学院法学研究科教授）に「イギリスと我が国のアーカイブズ利用者の視点から」、竹内誠氏

以上、所期の目標を達成していると認められることからBと評価する。

＜課題と対応＞

引き続き、利用者層の拡大に向けて情報発信力の強化等に取り組む。

＜その他事項＞
特になし。

			(徳川林政史研究所所長、東京都江戸東京博物館名誉館長)に「体験的な史料調査・保存・公開の歩み」という演題でご講演を頂いた。 ・平成27年9月に発足した「国立公文書館友の会」の、平成31年3月末までの会員数は836人であった。会員向けのサービスとして、図録の無料送付、音声ガイドの無料利用、広報誌送付等の情報提供とあわせて、春・秋の特別展の記念講演会への優先案内を行ったほか、会員向け館主催見学ツアーを実施した。また入会時の会費支払い方法について、従来の現金支払い及び銀行振込みに加えて、新たにオンライン決済の仕組みを5月1日に導入した。 ・「明治150年」ポータルサイトにおいて展示会情報、所蔵資料、デジタルコンテンツ及び地方公文書館等における主な明治期の資料を掲載し、あわせて展示会の相互PRを実施する等、各府省との連携を図った。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—8	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ③連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献 ア 地方公共団体、関係機関との連携協力				
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第11条第1項第4号（専門的技術的な助言）、同条第3項第1号（地方公共団体への技術上の指導又は助言）	
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	予算額（千円）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全国公文書館長会議 参加機関割合（国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館）	85%以上	—	約89%	約90%	約90%	約94%	約94%	予算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数
全国公文書館長会議 参加者	—	—	94名	119名	135名	139名	149名	決算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数
								経常費用（千円）	—	1,457,028の内数	1,551,931の内数	1,526,232の内数	1,592,994の内数
								経常利益（千円）	—	1,465,704の内数	1,462,878の内数	1,530,272の内数	1,529,062の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578の内数	1,785,185の内数	1,585,738の内数	1,752,966の内数
								従事人員数	—	49の内数	52の内数	53の内数	56の内数

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
i) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図ること。 また、公文書管理法施行5年後見直しに関する文	i) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図ること。 また、地方公共団体等の関係機関における文	<主な定量的指標> ・全国公文書館長会議への国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館の参加状況 <その他の指標> ・全国公文書館長会議参加者数	<主要な業務実績> ・全国公文書館長会議を開催（6月8日）し、国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館全53機関のうち、50機関・149人の参加があり、参加機関の割合が約94%となった。また、会議の成果を「アーキビストの育成と活用—職務基準書の活用—」に取り組む基本的考え方として取りまとめ、館ホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：B 全国公文書館長会議には、全国の国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館全53機関のうち約94%にあたる50機関・149人の参加があり、数値目標である全国公文書館長会議参加機関割合85%以上を達成した。また、関係機関との意見交換等を着実に実施するとともに、地方公共団体が設	評定 B <評定に至った理由> 全国公文書館長会議参加機関割合については、年度目標に掲げた数値目標を達成しているほか、地方公共団体等が開催する審議会等に職員を派遣するなど、関係機関と歴史公文書等の保存及び利用の推進のための情報共有や技術的協力等の連携協力を図るとともに、地方公共団体に対する公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言も適切に実施している。

<p>る検討報告書（平成 28 年 3 月 23 日公文書管理委員会）を踏まえた地方公共団体等の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国公文書館長会議参加機関割合（国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館）：85%以上 	<p>書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣府の取組の支援を行う。</p> <p>数値目標：全国公文書館長会議参加機関割合（国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館） 85%以上</p> <p><評価の視点></p> <p>国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を適切に実施しているか。公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言、デジタルアーカイブ・システムの普及・啓発のための支援、被災公文書等の救援活動等が適切に実行できているか。最新の IT 技術を活用した改訂版「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」を全国の公文書館等へ提供したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ関係機関協議会への参加状況 ・地方公共団体からの求めに応じた公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言の状況 ・地方公共団体からの求めに応じたデジタルアーカイブ化の推進に資するための全国の公文書館等への説明の状況 ・地方公共団体からの求めに応じた被災公文書等の救援実施状況 <p><評価の視点></p> <p>国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を適切に実施しているか。公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言、デジタルアーカイブ・システムの普及・啓発のための支援、被災公文書等の救援活動等が適切に実行できているか。最新の IT 技術を活用した改訂版「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」を全国の公文書館等へ提供したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ関係機関協議会を 1 回開催（平成 31 年 1 月 30 日）し、各機関からの活動報告や意見交換を行うとともに、館が取りまとめ、12 月に確定した「アーキビストの職務基準書」について説明し、その内容等について意見交換を行った。 ・歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議を 1 回開催（10 月 10 日）し、各機関の取組状況等の実務的な情報交換等を行った。 ・鳥取県立公文書館、香川県の三豊市文書館等、計 4 機関からの求めに応じて、デジタルアーカイブ化の推進に資するため作成し、平成 29 年度に改訂した「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」についての説明及び意見交換を実施した。また、館が主催するアーカイブズ研修 I の科目「デジタルアーカイブ」においても同書の解説等を行った。上記取組のほか、横断検索連携の実現に向けた技術的支援により、外務省外交史料館、香川県立文書館等、計 3 機関のシステムと館デジタルアーカイブの横断検索が新たに実現した。 <p>全国の公文書館等との横断検索による連携</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>26 年度</th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横断検索の連携機関</td><td>9</td><td>10</td><td>12</td><td>12</td><td>15</td></tr> <tr> <td>前年度比</td><td>+ 2</td><td>+ 1</td><td>+ 2</td><td>+ 0</td><td>+ 3</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌『アーカイブズ』を館ホームページにおいて 4 回刊行し、平成 30 年度に新たに設置された公文書館の紹介、明治 150 年に係る地方公文書館等の取組、館職員による国際会議参加報告及び諸外国の最新動向等を取り上げ、各機関との連携を深めつつ幅広い情報交換・発信を行った。 ・地方公共団体等の関係機関における文書管理の普及、啓発イベントの実施等に係る内閣 		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	横断検索の連携機関	9	10	12	12	15	前年度比	+ 2	+ 1	+ 2	+ 0	+ 3	<p>置する委員会等への職員派遣要請の全てに応じた。</p> <p>従来からの取組である、デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書についての意見交換、また横断検索連携の推進に向けた公文書館等への技術的支援を着実に実施した。</p> <p>また、平成 29 年度改訂版「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」については、改訂版の周知を図ったほか、全国の公文書館等に提供し、デジタルアーカイブ化の推進支援に取り組んだ。</p> <p>加えて、平成 30 年 7 月豪雨により被災した愛媛県警察本部大洲警察署、愛媛県西予市の行政文書等について照会を受け、助言を行ったほか、岡山県倉敷市においては同市の要請に基づき、職員を派遣し、実技指導や助言等の支援を行った。</p> <p>さらにこれらの取組については、総務省の第 20 回独立行政法人評価制度委員会において、独立行政法人のリソースを活用して、被災した地方を積極的に支援する好事例として紹介された。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための連携協力を図る。</p> <p>また、他の公文書館等に対して、平成 29 年度改訂版「デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書」について説明及び意見交換を実施するなど、デジタルアーカイブ化の推進を図っていると認められる。</p> <p>さらに、被災地方公共団体からの求めに応じて、技術的助言及び職員派遣の支援を行うなど、被災公文書等の救援に取り組んでおり、また、総務省の第 20 回独立行政法人評価制度委員会においても、独立行政法人のリソースを活用して被災した地方を積極的に支援する好事例として紹介されている。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとして B としたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を適切に実施するとともに、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための連携協力を図る。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																	
横断検索の連携機関	9	10	12	12	15																	
前年度比	+ 2	+ 1	+ 2	+ 0	+ 3																	

			府の取組の支援については、その機会がなかった。	
ii)公文書館法(昭和 62 年法律第 115 号) 第 7 条及び国立公文書館法 第 11 条第 3 項第 1 号に基づき、地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うこと。 また、甚大な自然災害等の発生に備えつつ、地方公共団体等からの求めに応じて、水損等の被害の発生又は発生していると見込まれる地方公共団体等の保有する公文書等についての助言やデジタルアーカイブ化の推進等の助言を行うこと。 さらに、最新の IT 技術を活用した改訂版「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」を全国の公文書館等へ提供すること。 【指標】 ・指導・助言等の求めがあった場合は、その全てに対応	ii) 地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。 また、甚大な自然災害等の発生に備えつつ、地方公共団体等からの求めに応じて、水損等の被害の発生又は発生していると見込まれる地方公共団体等の保有する公文書等についての助言やデジタルアーカイブ化の推進等の助言を行う。 さらに、最新の IT 技術を活用した改訂版「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」を全国の公文書館等へ提供する。 数値目標：指導・助言等の求めがあった場合は、その全てに対応		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する審議会等(例 神奈川県立公文書館業務検証委員会(神奈川県)、つくば市歴史公文書評価選別基準策定検討会(茨城県)、歴史的資料の選別収集に関する審査会(静岡県))に職員を委員等として派遣し、地方公共団体からの 26 件全ての求めに応じた。 ・平成 30 年 7 月豪雨により、愛媛県警察本部大洲警察署が浸水し、被災した文書の状況確認を電話及びメール等により行い、文書の復旧作業方法に係る助言等を実施した。 ・また、同豪雨により、愛媛県西予市の行政文書が被災したため、電話及びメールによる状況確認及び助言等を実施したほか、被災文書の乾燥に必要な消耗品等を提供した。 ・さらに、同豪雨により岡山県倉敷市において行政文書が被災したため、同市の要請に基づき、平成 31 年 2 月に職員を派遣し、水損した文書の乾燥やクリーニング作業等に係る実技指導、助言等を行った。 ・最新の IT 技術を活用した平成 29 年度改訂版「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」を全国の公文書館等に提供した。また、情報誌『アーカイブズ』第 68 号(5 月 25 日)に紹介記事を掲載し、同書の改訂について周知を図った。 ・総務省の第 20 回独立行政法人評価制度委員会(平成 31 年 3 月 4 日)において、独立行政法人と地域・企業等との連携や支援の事例のうち、専門性及びリソースをいかして被災地の復旧・復興を積極的に支援した例として、被災公文書救援事業が紹介された。 	

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—9	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ③連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献 イ 調査研究				
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第11条第1項第5号（調査研究）
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
かつて存在した国の機関における公文書等の散逸状況の調査実施	—	—	—	—	—	—	163 法人	予算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
								決算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数
								経常費用（千円）	—	1,457,028 の内数	1,551,931 の内数	1,526,232 の内数	1,592,994 の内数
								経常利益（千円）	—	1,465,704 の内数	1,462,878 の内数	1,530,272 の内数	1,529,062 の内数
								行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578 の内数	1,785,185 の内数	1,585,738 の内数	1,752,966 の内数
								従事人員数	—	49 の内数	52 の内数	53 の内数	56 の内数

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
i) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体その他民間に所在する歴史公文書等について、所在把握を目的とした調査研究を計画的に実施するとともに、所在情報の一体的	i) 歴史公文書等の所在把握に係る中期的な計画に基づき、かつて存在した国の機関における公文書等の散逸状況の調査実施	<主な定量的指標> ・かつて存在した国の機関における公文書等の散逸状況の調査実施 <その他の指標> ・調査研究の公表状況	<主要な業務実績> ・「歴史公文書等の所在把握を目的とした調査研究に係る中期的な計画」(平成27年7月16日館長決定、平成29年5月17日一部変更)に基づき、平成30年度においては、以下の調査を実施し、その成果を平成31年3月に報告書としてまとめ、館ホー	<評定と根拠> 評定:B かつて存在した国策会社その他外郭団体のうち、特殊法人77法人及び認可法人86法人、計163法人を対象に、各法人の組織変遷を整理し、法人の廃止に伴う所管事務の引継ぎ状況を調査した。その結果を踏まえ、認可	評定 B <評定に至った理由> 「歴史公文書等の所在把握を目的とした調査研究に係る中期的な計画」(平成27年7月16日館長決定、平成29年5月17日一部変更)に基づき、平成30年度はかつて存在した国の機関における公文書等の散逸状況の調査として、特殊法人及び認可法

<p>所在情報の一体的な提供を実現するための技術的な研究を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> かつて存在した国機関における公文書等の散逸状況の調査実施 	<p>な提供を実現するための技術的な研究を行う。</p> <p>数値目標：かつて存在した国機関における公文書等の散逸状況の調査実施</p>	<p><評価の視点></p> <p>調査研究を適切に実施するとともに、その成果について適切な活用等が図られているか。</p>	<p>ムページに掲載した。</p> <p>①かつて存在した国機関における公文書等の散逸状況の調査</p> <p>1) 公文書等の引継・廃棄等に係る経緯の調査（特殊法人等）</p> <p>かつて存在した国策会社その他外郭団体のうち、特殊法人等に焦点を当て、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月18日行政改革推進事務局決定）に掲載された特殊法人77法人及び認可法人86法人、計163法人が保有した公文書等の所在の把握に資するため、各法人の組織変遷を整理し、法人の廃止に伴う所管事務の引継状況を調査した。</p> <p>2) 散逸公文書等の所在把握</p> <p>上記1)の結果を踏まえ、認可法人である日本赤十字社の情報公開窓口及び資料館機能を有する赤十字情報プラザを対象に、散逸公文書等の所在把握調査を実施した。</p> <p>また、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議による「新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書」（平成29年3月23日）及び歴史資料等の積極収集に関する検討会議における検討を踏まえ、平成30年度は、明治期の国務大臣経験者（81人）の顕彰施設の有無、関係文書の所在状況に関する情報収集を実施した。</p> <p>②アーカイブズ所蔵機関を対象とした調査</p> <p>地方公共団体の設置する公文書館等並びに公文書管理法で規定される国立公文書館等に指定された施設及び歴史資料等保有施設（以下「アーカイブズ所蔵機関」という。）を対象とした調査については、平成29年度に新たに設置されたアーカイブズ所蔵機関のうち3機関について、当該施設に関する情報及び所蔵資料の概要の把握等を行った。</p>	<p>法人である日本赤十字社の情報公開窓口及び資料館機能を有する赤十字情報プラザを対象に、散逸公文書等の所在把握調査を実施した。これらの成果を館ホームページで公表した。</p> <p>また、81人の国務大臣経験者（明治期）に関する資料群とその所蔵機関を確認した。これらの成果を館ホームページで公表した。</p> <p>平成29年度に新たに設置された公文書館等アーカイブズ所蔵機関のうち、3機関に対して調査を行い、基本情報及び所蔵資料の概要の把握等を行った。これらの成果を館ホームページで公表した。</p> <p>館が保存する特定歴史公文書等の内容等に関する調査研究を行い、その成果を『北の丸』第51号に掲載し、関係機関等に配布するとともに、館ホームページに掲載した。</p> <p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究に努める。</p>	<p>人（計163法人）が保有した公文書等の所在を把握するための調査を実施するとともに、平成29年度に新たに設置された公文書館等アーカイブズ所蔵機関に対して調査を行ったこと、明治期の国務大臣経験者（81人）に関する資料群とその所蔵機関を確認したこと、当初目標に掲げた調査研究の適切な実施及びその成果の適切な公表が行われたことは評価できる。</p> <p>また、館が保存する特定歴史公文書等の内容等に関する調査研究を行い、その成果を関係機関等に配布するとともに、館ホームページに掲載しており、広く国民の利用に供したと認められる。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を達成しているとしてBと評価したもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を適切に実施し、成果の適切な活用等を図る。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	---	--

ii) 歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、利用者サービスの質の向上等につなげるとともに、その成果を公表することにより広く国民の利用に供すること。	ii) 歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、利用者サービスの質の向上等につなげるとともに、その成果を公表することにより広く国民の利用に供する。	<p>・以下の研究成果を紀要『北の丸』第 51 号にて公表した。</p> <p>①日越外交関係樹立 45 周年を記念する共同プロジェクト「日本とベトナム～きざまれた交流の軌跡をたどる～」(詳細は項目別評定調書「1・10 国際的な公文書館活動への参加・貢献」を参照) の監修者による『越南亡国史』に関する調査研究成果。</p> <p>②平成 26 年に KDDI 株式会社から館へ寄贈された KDDI 旧蔵文書を対象とした調査研究成果。</p> <p>③裁判文書が当館に移管された意義と今後の利用の可能性に関する調査研究成果。</p> <p>④江戸幕府の貴重書や歴史資料を収蔵していた紅葉山文庫を管理する書物奉行である鈴木白藤(すずき・はくとう 1767-1851 年)の調査研究成果(館所蔵の『楓山貴重書目』(紅葉山文庫の貴重書目録)の全文翻刻)。</p> <p>⑤『源氏物語』等を中心に、平安時代に成立した文学作品(中古文学)及び後世に成立了その注釈書 48 件の解題。</p>		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- ・特になし。

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1—10	(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置 ③連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献 ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献				
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第11条第1項第7号（附帯業務）	
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
発表を行った国際会議等の数	2回以上	—	—	—	—	—	3回

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数	
決算額（千円）	—	1,587,894 の内数	1,371,313 の内数	1,414,058 の内数	1,430,630 の内数	
経常費用（千円）	—	1,457,028 の内数	1,551,931 の内数	1,526,232 の内数	1,592,994 の内数	
経常利益（千円）	—	1,465,704 の内数	1,462,878 の内数	1,530,272 の内数	1,529,062 の内数	
行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578 の内数	1,785,185 の内数	1,585,738 の内数	1,752,966 の内数	
従事人員数	—	49 の内数	52 の内数	53 の内数	56 の内数	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
			業務実績	自己評価																
i) 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画し、情報の発信・収集に努めるとともに、諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等を推進し、得られた成果を広く国内へ還元すること。 【指標】 ・発表を行った国際会議等の数: 2回以上	i) 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画し、情報の発信・収集に努めるとともに、諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等を推進し、得られた成果を広く国内へ還元すること。 数値目標: 発表を行った国際会議等の数 2回以上実施	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表を行った国際会議等の数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信・収集 ・諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等 ・諸外国の先進事例の収集、国内関係機関等提供状況 <p><評価の視点></p> <p>国際的な公文書館活動への積極的な貢献や外国の公文書館との交流推進、情報の収集・分析・提供等が適切に実行できているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 国際会議等へ積極的に参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月18日から20日、セブ市(フィリピン)で開催されたフィリピン文化芸術国家委員会主催第6回アーカイブズ評議会に、館職員が出席した。 ・11月5日から8日、福州市(中国)で開催された国際公文書館会議東アジア地域支部(以下「EASTICA」という。)理事会及びセミナーにおいて、館長が議長として理事会の議論を取りまとめたほか、役職員がセミナー等に出席した。 また、上記理事会において、令和元年度に第14回EASTICA理事会及び総会の東京開催が決定された。 ・11月25日から27日、ヤウンデ市(カメルーン)で開催された国際公文書館会議(以下「ICA」という。)年次会合において、館職員が総会及び執行委員会等に出席した。 ・12月11日、パリ市(フランス)の国連教育科学文化機関(以下「UNESCO」という。)本部で開催されたUNESCO「世界の記憶」事務局主催「世界政策フォーラム:記録遺産保護と災害リスク軽減/管理」において、館長が開会挨拶を行った。 <p>(2) 情報の発信・収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三つの国際会議において設けられた機会を活用し、以下の3回の発表を行い、積極的な情報の発信・収集を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表者</th> <th>発表タイトル</th> <th>国際会議の名称</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>館職員</td> <td>人々とつながる、つなげる 一日本国立公文書館の取組</td> <td>フィリピン文化芸術国家委員会主催第6回アーカイブズ評議会</td> <td>セブ市(フィリピン)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>館職員</td> <td>資料の保護とアクセス向上 一国立公文書館の取組</td> <td>EASTICAセミナー</td> <td>福州市(中国)</td> </tr> </tbody> </table>		発表者	発表タイトル	国際会議の名称	開催地	1	館職員	人々とつながる、つなげる 一日本国立公文書館の取組	フィリピン文化芸術国家委員会主催第6回アーカイブズ評議会	セブ市(フィリピン)	2	館職員	資料の保護とアクセス向上 一国立公文書館の取組	EASTICAセミナー	福州市(中国)	<p><評定と根拠></p> <p>評定: A</p> <p>国際会議等への積極的な参画として、館長が EASTICA 理事会において議長として議論を取りまとめたことをはじめ、館職員が ICA 総会等に出席したほか、館長が UNESCO 本部で開催された「世界政策フォーラム: 記録遺産保護と災害リスク軽減/管理」で開会挨拶を行った。</p> <p>また、館職員が三つの国際会議において3回の発表を行ったほか、第2回世界津波博物館会議にパネリストとして出席するなど、諸外国に向けた積極的な情報の発信・収集に努めた。</p> <p>諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等としては、国連開発計画(UNDP)による人材育成プロジェクトの一環としてシリア人研修生2名に紙資料の保存修復に関する研修を行ったほか、12件の訪問を受け入れた。</p> <p>また、館役職員がフランス、イギリス、フィリピン、カメルーンの各国立公文書館、福建省档案館等を視察して情報を収集したほか、諸外国の公文書管理制度や電子記録管理、諸外国国立公文書館の専門職員配置状況等に関する最新の情報を収集し、館主催研修の講義内容や配付資料に反映した。</p> <p>このほか、平成27年度から計画的に取り組んできたオーストラリア国立公文書館所蔵の日系企業記録の寄贈の実現に当たり、日本及びオーストラリアの関係閣僚等が出席する規模の式典を開催したことは初めてであり、日豪両国国立公文書館の相互協力の推進のみならず、日豪両国の更なる友好協力関係の発展に館が寄与・貢献することにつながった。</p> <p>また、ベトナム国家記録アーカイブズ</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>国際会議等への積極的な参画及び得られた成果の国内還元については、3つの国際会議において館職員が3回の発表を行い、日本のアーカイブズについて積極的に情報発信するとともに、館長が EASTICA 理事会及びセミナーにおいて議長として議論を取りまとめたこと、さらに上記理事会において各国代表と協議し、令和元年度に4年ぶりの EASTICA の日本開催が決定したこと等は、国際社会における我が国の地位にふさわしい役割を果たしたと言え、評価できる。</p> <p>諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等については、国連開発計画(UNDP)による人材育成プロジェクトの一環としてシリア人研修生を受入れており、その他にも海外の公文書館関係者等の訪問を12件受入れたことは評価できる。</p> <p>さらに、諸外国と協力して開催する事業として、平成27年度から計画的に取り組んできたオーストラリア国立公文書館所蔵の日系企業記録の寄贈を実現させるとともに、両国の関係閣僚等の出席の下、寄贈の覚書を取り交わす式典を開催したこと、平成29年度に交わしたベトナム国家記録アーカイブズ局との協力覚書に基づき、両機関の所蔵資料を用いて日越交流の歴史を紹介するWebサイトを開設したことは、諸外国公文書館との相互協力を推進するものであり、日豪・日越両国の友好関係の発展にも寄与したと言え、大いに評価できる。</p> <p>また、館役職員によるフランス、イギリス、フィリピン、カメルーンの各国立公文書館及び福建省档案館等の視察のほか、諸外国の公文書管理制度の概況に関する最新情報や電子記録管理等について情報収集や調査を行い、調査結果及びそれらの分析を国内での研修内容や配布資料へ反映するとともに、館が発行する情報誌で発表するなど幅広く提供することで、成果の国内還元にも努めるなど、当初目標・計画を適切に実施している。</p> <p>以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果を達成しているとしてAと評価したもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p>
	発表者	発表タイトル	国際会議の名称	開催地																
1	館職員	人々とつながる、つなげる 一日本国立公文書館の取組	フィリピン文化芸術国家委員会主催第6回アーカイブズ評議会	セブ市(フィリピン)																
2	館職員	資料の保護とアクセス向上 一国立公文書館の取組	EASTICAセミナー	福州市(中国)																

			3	館職員 における新たな取り組みとしての積極収集—明治期の記録保全と提供に係る事例報告 -	ICA 年次会合	ヤウンデ市（カメルーン）	局との協力覚書に基づき、9月に外交関係樹立45周年を記念し、双方の所蔵資料を紹介する web サイトを開設する新たな取組も行った。 以上、所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、A と評価する。	引き続き、国際的な公文書館活動への積極的な参画や諸外国の公文書館等との交流を促進する。 <その他事項> 令和元年度の第 14 回 EASTICA 総会及びセミナー東京開催に向けて、準備を着実に行い、滞りなく実施すること。
				<ul style="list-style-type: none"> ・11月30日、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所及び外務省共催の第2回世界津波博物館会議が東京で開催され、館職員がパネリストとして出席した。 <p>(3) 諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から計画的に取り組んできたオーストラリア国立公文書館所蔵の日系企業記録の寄贈に当たって、7月2日にオーストラリア国立公文書館所蔵日系企業記録寄贈式典を開催し、チョーボー・オーストラリア貿易・観光・投資大臣、コート駐日特命全権大使、梶山特命担当大臣、河野外務大臣等出席の下、館長とフリッカー・オーストラリア国立公文書館長との間で、寄贈に係る覚書への署名を行った。 ・ベトナム国家記録アーカイブズ局との協力覚書（平成 29 年9月に取り交わし）に基づき、日越外交関係樹立 45 周年を記念する共同プロジェクトとして、両機関の所蔵資料により、日越交流の歴史を紹介する web サイト「日本とベトナム：きざまれた交流の軌跡をたどる」を開設した。また、学習院大学が主催した日越関係ワークショップ「日本のベトナム関係アーカイブズ、ベトナムの日本関係アーカイブズ」において、館職員が同プロジェクトについての発表を行った。 ・国連開発計画（UNDP）によるシリア文化遺産関係者に対する人材育成プロジェクト（シルクロードが結ぶ友情プロジェクト）の一環として、東京文化財研究所が実施する保存修復研修プログラムに協力するため、シリア人研修生 2 名を 5 月 16 日～21 日の期間で受け入れ、紙資料の保存修復に関する研修を行った。 ・ UNESCO パリ本部におけるシルクロード関連展示会（中国国家档案局主催、12 月）に協力し、館所蔵資料（デジタル画像）及び解説文を提供した。 				

			<p>・チュニジア国立公文書館長、タイ国立公文書館長等海外の公文書館関係者の訪問を 12 件受け入れた。</p> <p style="text-align: center;">海外の公文書館関係者等の訪問</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>国/地域/機関</th><th>来館者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 10 日</td><td>パキスタン・イスラム共和国</td><td>駐日パキスタン大使館報道参事官</td></tr> <tr> <td>6月 28 日</td><td>大韓民国</td><td>韓国国家記録院上級研究員</td></tr> <tr> <td>7月 3 日</td><td>オーストラリア連邦</td><td>オーストラリア国立公文書館職員</td></tr> <tr> <td>7月 27 日</td><td>インド共和国</td><td>ウッタル・プラデーシュ州公文書館職員</td></tr> <tr> <td>8月 14 日</td><td>中華人民共和国</td><td>偽満皇宮博物院長</td></tr> <tr> <td>8月 28 日</td><td>チュニジア共和国</td><td>チュニジア国立公文書館長</td></tr> <tr> <td>11月 2 日</td><td>中華人民共和国</td><td>中共一大会址記念館副館長</td></tr> <tr> <td>11月 13 日</td><td>中華人民共和国</td><td>济南市档案局長</td></tr> <tr> <td>11月 22 日</td><td>ベトナム社会主義共和国</td><td>国立ハノイ大学アーカイブズ／オフィスマネジメント学部長</td></tr> <tr> <td>11月 29 日</td><td>インドネシア共和国</td><td>パダン市理事長、パダン市議会議長</td></tr> <tr> <td>平成 31 年 2月 18 日</td><td>タイ王国</td><td>駐日タイ大使館次席公使、タイ文化省現代アート局副本部長、タイ国立公文書館長</td></tr> <tr> <td>平成 31 年 2月 21 日</td><td>英国</td><td>オックスフォード大学ボドリアン図書館職員</td></tr> </tbody> </table>	日付	国/地域/機関	来館者	5月 10 日	パキスタン・イスラム共和国	駐日パキスタン大使館報道参事官	6月 28 日	大韓民国	韓国国家記録院上級研究員	7月 3 日	オーストラリア連邦	オーストラリア国立公文書館職員	7月 27 日	インド共和国	ウッタル・プラデーシュ州公文書館職員	8月 14 日	中華人民共和国	偽満皇宮博物院長	8月 28 日	チュニジア共和国	チュニジア国立公文書館長	11月 2 日	中華人民共和国	中共一大会址記念館副館長	11月 13 日	中華人民共和国	济南市档案局長	11月 22 日	ベトナム社会主義共和国	国立ハノイ大学アーカイブズ／オフィスマネジメント学部長	11月 29 日	インドネシア共和国	パダン市理事長、パダン市議会議長	平成 31 年 2月 18 日	タイ王国	駐日タイ大使館次席公使、タイ文化省現代アート局副本部長、タイ国立公文書館長	平成 31 年 2月 21 日	英国	オックスフォード大学ボドリアン図書館職員	
日付	国/地域/機関	来館者																																									
5月 10 日	パキスタン・イスラム共和国	駐日パキスタン大使館報道参事官																																									
6月 28 日	大韓民国	韓国国家記録院上級研究員																																									
7月 3 日	オーストラリア連邦	オーストラリア国立公文書館職員																																									
7月 27 日	インド共和国	ウッタル・プラデーシュ州公文書館職員																																									
8月 14 日	中華人民共和国	偽満皇宮博物院長																																									
8月 28 日	チュニジア共和国	チュニジア国立公文書館長																																									
11月 2 日	中華人民共和国	中共一大会址記念館副館長																																									
11月 13 日	中華人民共和国	济南市档案局長																																									
11月 22 日	ベトナム社会主義共和国	国立ハノイ大学アーカイブズ／オフィスマネジメント学部長																																									
11月 29 日	インドネシア共和国	パダン市理事長、パダン市議会議長																																									
平成 31 年 2月 18 日	タイ王国	駐日タイ大使館次席公使、タイ文化省現代アート局副本部長、タイ国立公文書館長																																									
平成 31 年 2月 21 日	英国	オックスフォード大学ボドリアン図書館職員																																									
ii) 諸外国の先進事例の収集に努め、国内関係機関等に広く提供すること。	ii) 諸外国の先進事例の収集に努め、国内関係機関等に広く提供すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の公文書の評価選別やアーキビストの育成等に関して、諸外国の公文書館等と意見交換すること等を目的として行われた、梶山弘志内閣府特命担当大臣のイギリス及びフランスの公文書館等の視察に、館長及び館職員が同行し、フランス国立公文書館（パリ館及びピエールフィット館）、イギリス国立公文書館、イギリス議会公文書館等を視察した。 ・平成 29 年度のメキシコ・プエブラ市公文書館及びパラフォオクシアーナ図書館の視察報告及びメキシコの公文書制度等について、情報誌『アーカイブズ』第 68 号（5月 25 日）に発表した。 																																								

- | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none">・館役職員がフィリピン国立公文書館、中国・福建省档案館及びカメリーン国立公文書館を視察して情報を収集し、平成 30 年度の ICA 及び EASTICA の参加報告を含めて、情報誌『アーカイブズ』第 71 号（平成 31 年 2 月 27 日）に発表した。・諸外国の公文書管理制度の概況に関する最新情報を収集し、館主催研修の講義内容や配付資料に反映した。 | | |
|--|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1—11	(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置					
業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第32条第2項（研修） 国立公文書館法第11条第1項第6号（研修）	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】研修の実施等は、歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保する上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。			関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	予算額（千円）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年間延べ受講者数（目標値）	各年度目標値を設定	—	850人	1,000人	1,200人	1,200人	1,500人	予算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数
研修受講者数合計	—	—	1,146人	1,335人	1,349人	1,841人	2,324人	決算額（千円）	—	1,587,894の内数	1,371,313の内数	1,414,058の内数	1,430,630の内数
うちアーカイブズ研修	—	—	114人	101人	133人	169人	167人	経常費用（千円）	—	1,457,028の内数	1,551,931の内数	1,526,232の内数	1,592,994の内数
うち公文書管理研修	—	—	1,032人	1,234人	1,216人	1,672人	2,157人	経常利益（千円）	—	1,465,704の内数	1,462,878の内数	1,530,272の内数	1,529,062の内数
(達成度)	—	—	135%	133%	112%	153%	155%	行政サービス実施コスト（千円）	—	1,710,578の内数	1,785,185の内数	1,585,738の内数	1,752,966の内数
講師派遣	—	—	32件	29件	35件	55件	90件	従事人員数	—	49の内数	52の内数	53の内数	56の内数

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価						
			業務実績		自己評価							
i) 歴史公文書等の保存及び利用に関し、公文書管理法の施行実績、ガイドラインの改正、対象機関のニーズ等を踏まえ、日程、人員、対象等を見直しつつ、以下の研修を効果的に実施すること。	i) 歴史公文書等の保存及び利用に関し、公文書管理法の施行実績、ガイドラインの改正、対象機関のニーズ等を踏まえ、日程、人員、対象等を見直しつつ、以下の研修を効果的に実施すること。	<主な定量的指標> ・年間延べ受講者数 <その他の指標> ・研修満足度 ・各種の研修会への講師等の派遣状況 ・職務基準書の検討状況	<主要な業務実績> ・研修の年間延べ受講者数は、「アーカイブズ研修」が167人、「公文書管理研修」が2,157人であり、合計2,324人であった。 ・アーカイブズ研修は以下のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>受講者数</th><th>満足度（満足・「ほぼ満足」）</th></tr></thead><tbody><tr><td>アーカイブズ</td><td>76 機関</td><td>97.4%</td></tr></tbody></table>	名称	受講者数	満足度（満足・「ほぼ満足」）	アーカイブズ	76 機関	97.4%	<評定と根拠> 評定：A 研修受講者数は、数値目標比約155%に当たる2,324人であった。また、各研修会において実施したアンケートによると、満足度が「満足」「ほぼ満足」とした受講者は毎回全受講者の9割以上で、研修の質も高い水準を維持している。公文書管理研修I（行政機関向け）では、研修受講者の増加及び行政機関	評定	A <評定に至った理由> 重要度：高である研修の実施について、行政機関及び独立行政法人等の職員を対象に公文書管理研修を、国の機関及び地方公共団体等の文書の保存・利用機関の職員を対象にアーカイブズ研修を、それぞれ対象者の知識・業務経験等に応じて受講できるようカリキュラムを分け体系的な研修を実施している。また、地方公共団体その他外部の機関、関係行政機関及び独立行政法人等が実施する研修会等において、要請に応じて講師の派
名称	受講者数	満足度（満足・「ほぼ満足」）										
アーカイブズ	76 機関	97.4%										

<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。 ・行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ受講者数：1,500人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。 ・行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。 <p>数値目標：年間延べ受講者数 1,500人以上</p>	<p>・研修カリキュラムへの反映状況</p> <p><評価の視点></p> <p>研修を適切に実施するとともに、ニーズを踏まえ、適切に研修計画を見直しているか。</p> <p>職務基準書の更なる検討を進めるとともに、それらを踏まえて研修カリキュラムに反映したか。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修 I</th> <th>93 人</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーカイブズ 研修 II</td> <td>35 機 閨 43 人</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>アーカイブズ 研修 III</td> <td>18 機 閨 31 人</td> <td>100.0%*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*公文書管理研修III及びアーカイブズ研修IIIの受講者アンケート結果を合算。</p> <p>・公文書管理研修は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>受講者数</th> <th>満足度（「満足」・「ほぼ満足」）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公文書管理研修 I (行政機関向け第1回)</td> <td>33 機 閨 194 人</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修 I (行政機関向け第2回)</td> <td>33 機 閨 194 人</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修 I (行政機関向け第3回)</td> <td>33 機 閨 194 人</td> <td>92.5%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修 I (行政機関向け第4回)</td> <td>29 機 閨 183 人</td> <td>93.4%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修 I (行政機関向け第5回)</td> <td>24 機 閨 193 人</td> <td>93.1%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修 I (行政機関向け臨時回)</td> <td>10 機 閨 48 人</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研修 I (独法向け 第1回)</td> <td>82 機 閨 208 人</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>公文書管理研</td> <td>70 機 閨</td> <td>95.1%</td> </tr> </tbody> </table>	研修 I	93 人		アーカイブズ 研修 II	35 機 閨 43 人	95.0%	アーカイブズ 研修 III	18 機 閨 31 人	100.0%*	名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）	公文書管理研修 I (行政機関向け第1回)	33 機 閨 194 人	94.2%	公文書管理研修 I (行政機関向け第2回)	33 機 閨 194 人	97.2%	公文書管理研修 I (行政機関向け第3回)	33 機 閨 194 人	92.5%	公文書管理研修 I (行政機関向け第4回)	29 機 閨 183 人	93.4%	公文書管理研修 I (行政機関向け第5回)	24 機 閨 193 人	93.1%	公文書管理研修 I (行政機関向け臨時回)	10 機 閨 48 人	100.0%	公文書管理研修 I (独法向け 第1回)	82 機 閨 208 人	97.2%	公文書管理研	70 機 閨	95.1%	<p>側からの希望に合わせ、臨時の研修会を1回追加して開催した。</p> <p>また「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」への対応案を踏まえ、e-ラーニング教材の開発や東京以外の地方会場における双方向のサテライト研修の試験的な実施について検討した。これに加え、閣僚会議決定を踏まえ、職員の職階に応じた研修の新設等について検討を行い、令和元年度の公文書管理研修の見直しを行った。</p> <p>国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対して、館役職員を講師等として派遣した。この結果、地方公共団体等による委員会への委員等派遣と合わせて90件の派遣を実施した。</p> <p>『アーキビストの職務基準書（平成29年12月版）』について、全国公文書館長会議参加館にアンケート調査を実施した。また、その結果をもとに意見交換を行うとともに、アーカイブズ関係機関協議会構成団体等と意見交換を実施した。</p> <p>こうして得た意見等を踏まえ、アーキビストの職務基準に関する検討会議を開催し、『アーキビストの職務基準書』を確定し、全国の公文書館等及び関係団体に配布するとともに、館ホームページで公開した。</p> <p>また、職務基準書の確定を踏まえ、アーキビスト認証制度の検討に着手し、平成31年3月11日にアーキビスト認証準備委員会（第1回）を開催した（詳細は、「1-11-2 研修の実施その他人材の養成に関する措置（事務・事業の性質等に応じた事項）」記載のとおり）。</p> <p>『アーキビストの職務基準書』を受けた研修カリキュラムへの反映については、アーカイブズ研修において科目等の統廃合等を実施した。</p> <p>以上、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることからAと評価する。</p>	<p>遣に努めている。</p> <p>研修受講者数について、年度目標に掲げた年間1,500人を55%上回る水準で達成し、対前年度比26%増の受講者数を記録するとともに、各研修会の満足度（満足度を「満足」、「ほぼ満足」と回答した者）も高い水準を維持しており、質の高い研修を提供していると言え、さらに、ニーズを踏まえ研修の実施回数を増やす等の対応をしたことは大いに評価できる。</p> <p>また、e-ラーニング教材の作成、東京以外の地方会場における双方向のサテライト研修、職階に応じた研修の新設等について検討し、令和元年度の公文書管理研修に反映させたことは評価できる。</p> <p>国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関における研修会等に対する講師派遣については、64件の派遣（平成29年度は43件）を実施するとともに、閣僚会議決定を踏まえ、館長が各府省の研修において講師を務めており、各研修会を支援していると認められる。</p> <p>また、平成29年12月に取りまとめた「アーキビストの職務基準書」の更なる検討を進めるため、全国公文書館長会議やアーカイブズ関係機関協議会構成団体等と意見交換等を行い、有識者との検討会議を経て、一部内容を修正した「アーキビストの職務基準書」を平成30年12月に確定させ、全国の公文書館等及び関係団体に配布し、館ホームページに公表したこと、本基準書を踏まえ、令和元年度アーカイブズ研修計画に反映させたこと、さらに職務基準書の確定を踏まえ、アーキビスト認証制度の検討に着手したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、年度目標における所期の目標を上回る成果が認められるとしてAと評価したもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、研修計画全体を絶えず精査するとともに、「アーキビストの職務基準書」について国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等の理解の促進を図ること。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
研修 I	93 人																																								
アーカイブズ 研修 II	35 機 閨 43 人	95.0%																																							
アーカイブズ 研修 III	18 機 閨 31 人	100.0%*																																							
名称	受講者数	満足度（「満足」・「ほぼ満足」）																																							
公文書管理研修 I (行政機関向け第1回)	33 機 閨 194 人	94.2%																																							
公文書管理研修 I (行政機関向け第2回)	33 機 閨 194 人	97.2%																																							
公文書管理研修 I (行政機関向け第3回)	33 機 閨 194 人	92.5%																																							
公文書管理研修 I (行政機関向け第4回)	29 機 閨 183 人	93.4%																																							
公文書管理研修 I (行政機関向け第5回)	24 機 閨 193 人	93.1%																																							
公文書管理研修 I (行政機関向け臨時回)	10 機 閨 48 人	100.0%																																							
公文書管理研修 I (独法向け 第1回)	82 機 閨 208 人	97.2%																																							
公文書管理研	70 機 閨	95.1%																																							

			<table border="1"> <tr> <td>修 I (独法 向け 第 2 回)</td><td>169 人</td><td></td></tr> <tr> <td>公文書管理研 修 I (独法 向け 第 3 回)</td><td>67 機 閔 189 人</td><td>93.1%</td></tr> <tr> <td>公文書管理研 修 II (第 1 回)</td><td>91 機 閔 323 人</td><td>93.6%</td></tr> <tr> <td>公文書管理研 修 II (第 2 回)</td><td>82 機 閔 248 人</td><td>96.4%</td></tr> <tr> <td>公文書管理研 修 III</td><td>10 機 閔 14 人</td><td>100.0% ※</td></tr> </table> <p>※公文書管理研修III及びアーカイブズ研修 IIIの受講者アンケート結果を合算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理研修 I (行政機関向け) では、研修受講者の増加及び行政機関側からの希望に合わせ、臨時の研修会を 1 回追加して開催した。 ・「公文書管理法施行 5 年後見直しに関する検討報告書」(平成 28 年 3 月 23 日、公文書管理委員会)への対応案を踏まえ、e-ラーニング教材の作成や東京以外の地方会場における双方向のサテライト研修の試験的な実施について検討した。また、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定。以下「閣僚会議決定」という。)を踏まえ、職員の職階に応じた研修の新設等について検討を行い、令和元年度の公文書管理研修の見直しを行った。 	修 I (独法 向け 第 2 回)	169 人		公文書管理研 修 I (独法 向け 第 3 回)	67 機 閔 189 人	93.1%	公文書管理研 修 II (第 1 回)	91 機 閔 323 人	93.6%	公文書管理研 修 II (第 2 回)	82 機 閔 248 人	96.4%	公文書管理研 修 III	10 機 閔 14 人	100.0% ※	<課題と対応> 引き続き、国、地方公共団体等における文書の保存利用機関の職員並びに行政機関及び独立行政法人等の職員への研修に努める。	
修 I (独法 向け 第 2 回)	169 人																			
公文書管理研 修 I (独法 向け 第 3 回)	67 機 閔 189 人	93.1%																		
公文書管理研 修 II (第 1 回)	91 機 閔 323 人	93.6%																		
公文書管理研 修 II (第 2 回)	82 機 閔 248 人	96.4%																		
公文書管理研 修 III	10 機 閔 14 人	100.0% ※																		
ii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援	ii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・閣僚会議決定を踏まえ、館長が以下の各府省の研修において講師を務めた。 <ol style="list-style-type: none"> 内閣府による各府省の総括文書管理者を対象とした全体研修（8月 3 日） 総務省公文書管理研修（10月 23 日） 																	

	を行うこと。 を行う。	<p>③内閣官房における幹部職員及び文書管理者対象研修（11月29日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対して、館役職員を講師等として派遣するとともに、歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るために、行政機関及び独立行政法人等が実施する研修において職員が講義を行った。この結果、90件の講師等の派遣を実施した（講師等の派遣64件、地方公共団体が設置する委員会等への職員派遣 26 件 ※地方公共団体が設置する委員会等への派遣については、項目別評定調書「1-8 地方公共団体、関係機関との連携協力」を参照）。 ・高等教育機関と連携した人材育成に係る取組として、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻等の講義へ職員を講師として派遣した。また、高等教育機関からの実習受入れを実施した（8月27日～9月7日、2機関7人）。 		
iii) 公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、その職務内容、遂行要件等に係る職務基準書について国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等の理解の促進を図り、職務基準書の更なる検討を進めるとともに、それらを踏まえて研修カリキュラムに反映させること。	iii) 対象機関等のニーズを踏まえ、公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、その職務内容、遂行要件等に係る職務基準書について国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関等の理解の促進を図り、職務基準書の更なる検討を進めるとともに、それらを踏まえて研修カリキュラムに反映する。	<ul style="list-style-type: none"> ・アーキビストの職務内容、遂行要件等に係る職務基準書について、国の機関及び地方公共団体等における文書の保存・利用機関等の理解の促進を図るために、全国公文書館長会議（6月8日）において説明及び意見交換を実施した。また、公文書管理研修Ⅰ及びアーカイブズ研修Ⅰにおいても説明を行った。 ・「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」（平成28年3月23日、公文書管理委員会）への対応案を踏まえ、平成30年度では、『アーキビストの職務基準書（平成29年12月版）』の更なる検討を進めるため、全国公文書館長会議に参加した機関にアンケート調査を実施し、その結果をもとに同会議において意見交換を実施するとともに、アーカイブズ関係機関協議会構成団体等との意見交換等を以下のとおり実施した。 <p>全国歴史資料保存利用機関連絡協議会総会</p>		

		<p>(6月14日) 企業史料協議会（6月21日）※書面による意見提出 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会例会（6月22日） 日本アーカイブズ学会研究集会（6月30日） 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会定例研究会（8月23日） 日本学術会議史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会（9月19日） 記録管理学会例会（9月25日） 以上から提出された意見等について、アーキビストの職務基準に関する検討会議を開催（10月29日、12月19日）して検討を行い、その結果を踏まえて「職務の内容とその遂行要件」を一部修正した上で、『アーキビストの職務基準書』（以下、「職務基準書」という。）を12月27日に確定し、全国の公文書館等及び関係団体に配布するとともに、館ホームページで公表した。 •研修カリキュラムへの反映については、「職務基準書」の確定により、『アーキビストの職務基準書（平成29年12月版）』からの主な変更点を踏まえ、アーカイブズ研修の一部科目等を統廃合等することにより、令和元年度アーカイブズ研修計画に反映した。</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報

- 特になし

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1—11—2	(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置（事務・事業の性質等に応じた事項）			
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー		
2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
			業務実績	
		<p>・12月27日の『アキビストの職務基準書』の確定を踏まえ、アキビスト認証制度の検討に着手し、平成31年3月11日にアキビスト認証準備委員会（第1回）を開催した。</p>	<p>『アキビストの職務基準書』の確定（12月27日）を踏まえ、アキビスト認証制度の検討に着手し、平成31年3月11日にアキビスト認証準備委員会（第1回）を開催したことは、年度目標にある「職務基準書の更新の検討」について顕著な成果が得られたと評価する。</p>	

様式3－1－4－1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1—12	(4) アジア歴史資料センターにおける事業の推進											
業務に関連する政策・施策	「明治150年」関連施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成11年11月30日閣議決定） 「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」報告書（平成27年8月6日）						
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】アジア歴史資料整備事業において、アジア歴史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することは、戦後70周年に当たって我が国が取るべき施策を実現するための事業として重要である。				関連する政策評価・行政事業レビュー							
2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					
受入れから1年以内公開達成率	100%	—	—	—	100%	100%	100%	予算額（千円）				
公開画像数								決算額（千円）				
(実績値)	—	—	約103万	約72万	約51万	約51万	約44万	経常費用（千円）				
(達成度)	—	—	—	100%	100%	100%	100%	経常利益（千円）				
(累計)	—	—	約2,913万	約2,985万	約3,036万	約3,087万	約3,131万	行政サービス実施コスト（千円）				
公開データ遡及点検								従事人員数				
(目標値)	2,000件以上	—	—	2,000件	2,000件	2,000件	2,000件	—				
(実績値)	—	—	—	2,025件	2,210件	3,059件	2,106件	49 の内数				
(達成度)	—	—	—	101%	110%	153%	105%	52 の内数				
								53 の内数				
								56 の内数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>アジア歴史資料センターの業務について は、「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成 11 年 11 月 30 日閣議決定)に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進すること。</p> <p>i) 上記の考え方に基づき、引き続きデータベース構築作業等の業務の効率化に努めつつ、戦後期資料も含め、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行い、利用者層の拡大を図ること。 また、データベースの利用に係る利便性の向上のため、外部の意見を聴取した上で、その結果を可能なものから反映させること。</p> <p>【重要度：高】 アジア歴史資料整備事業において、アジア歴</p>	<p>アジア歴史資料センターの業務について は、「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成 11 年 11 月 30 日閣議決定)に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進すること。</p> <p>i) 上記の考え方に基づき、引き続きデータベース構築作業等の業務の効率化に努めつつ、戦後期資料も含め、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行い、利用者層の拡大を図ること。 また、データベースの利用に係る利便性の向上のため、外部の意見を聴取した上で、その結果を可能なものから反映させること。</p> <p>【重要度：高】 アジア歴史資料整備事業において、アジア歴</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れから 1 年以内公開達成率 ・公開データの解読補正作業 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上のコンテンツの新規公開又は更新 ・国内外の学会、教育・研究機関における広報活動 ・戦後資料の受入れに向けた取組状況 ・国立公文書館アジア歴史資料センター諮問委員会開催状況 ・検索精度向上に向けた取組の実施状況 ・リンクによる資料提供機能の拡充の状況 ・アジア歴ニュースレターの発行回数及び登録者数 <p><評価の視点></p> <p>国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、相互理解の促進に資するとともに、利用者の拡充が適切に図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>「アジア歴史資料整備事業の推進について」(平成 11 年 11 月 30 日閣議決定)並びに平成 30 年度目標及び事業計画に基づき、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料について、公開の拡充及び利活用促進のため、主として以下の業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度中に 3 機関（国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所）から提供を受けた資料約 1 万件、画像数約 44 万画像を平成 30 年度内に全て公開し、受入れから 1 年以内に 100% 公開するとの当初目標を達成した。これにより、平成 30 年度末日現在の公開資料は約 214 万件、公開画像数約 3,131 万画像となった。このうち、平成 29 年度から本格的に公開を開始した戦後期資料については、平成 30 年度は約 32 万画像を公開した。 既公開目録データの解読補正作業については、平成 30 年度は 2,106 件を実施し、2,000 件以上実施するという目標を達成した。 また、上記業務に加えて、利用者層の拡大を図るため、検索精度を高めることを目的として、「地名・人名・出来事事典」への 120 語を含め、データベースに全 250 語の登録を行った。 関係機関とのリンクによる資料提供の拡充の取組として、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行うために、大分大学経済学部の「大分高商・経専コレクション」について、リンクによる情報提供を平成 31 年 3 月から開始した。また、海外の機関としては初めて、米スタンフォード大学フーヴァー研究所との間で、リンクによる情報提供に向けた覚書を締結した。 また、明治 150 年インターネット特別展として「岩倉使節団一海を越えた 150 人の軌跡」を新規に公開し、順次コンテンツ内容を拡充しており、所期の目標を達成している。 アジア歴史資料に係る多角的な情報発信として、国内外の学会や団体等の年次大会等に参加する等、当センターの広報活動を計 12 回実施するとともに、「アジア歴ニュースレター」を日本語・英語で配信しており、多角的な情報の発信を実施できていると認められる。 以上を踏まえ、所期の目標を達成しているものとし B と評価したもの。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供、広報活動・調査等を行い、利用者層の拡大等を図る。</p> <p><その他事項></p>	<p>評定</p>	B

<p>史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することは、戦後 70 周年に当たって我が国が取るべき施策を実現するための事業として重要である。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れから 1 年以内公開達成率（戦後期資料に関する画像を含む。）：100% ・公開データの解読補正作業：2,000 件以上実施 		<p>約 120 語の追加も含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に公開している目録データを現在のシステムの仕様に合わせ、検索精度を向上させるため、外部委託により情報追加業務（約 6,200 件）を行った。 	<p>して、計 12 回にわたる広報活動を実施したほか、「アジ歴ニュースレター」についても、日本語版及び英語版を各 3 回配信した。</p> <p>以上、戦後 70 周年を機に公開資料の範囲を拡大するという、我が国がとるべき重要な政策と位置づけられている戦後期資料をはじめ、3 機関の提供する資料画像については、当センターにて独自に検索機能等を付加した上で、もれなく全てを公開し、公開率 100% を達成した。加えて、海外の機関とのリンクによる情報提供に向けた覚書の締結や、新しいコンテンツの公開等、多角的な情報の発信に向けた業務も実施できており、所期の目標を達成していると認められることから、B と評価する。</p>	<p>特になし。</p>
<p>ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、明治 150 年関連施策として、ホームページ上のインターネット特別展を開催するなど、コンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高めること。</p>		<p>ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、明治 150 年関連施策として、ホームページ上のインターネット特別展を開催するなど、コンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上に公開されている大分大学経済学部の「大分高商・経専コレクション」について、リンクによる情報提供を平成 31 年 3 月から開始した。また、米スタンフォード大学フーヴァー研究所とのリンクによる情報提供に向けて覚書を同年 3 月 20 日付で締結した。 明治 150 年インターネット特別展「岩倉使節団一海を超えた 150 人の軌跡」を新規に公開し、順次コンテンツ内容の充実を行った。 国内外の学会に加え、団体等の年次大会やセミナー等に参加して当センターの広報活動を計 12 回（国内で 8 回、海外で 4 回）行った。 当センターの利用促進等を目的としたメールマガジン形式による「アジ歴ニュースレター」について、日本語版及び英語版を各 3 回発行した。また、継続的にユーザ登録の働きかけを行った結果、ニュースレターの配信登録者数が平成 30 年度末で 2,365 人となっている。 	<p>データベースの拡充及び国内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供、広報活動を充実させる。また、データベースの利用に係る利便性の向上に引き続き取り組む。</p>

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2	業務運営の効率化に関する事項							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び事業費総額削減額（百万円）	—	—	△23 (△50)	△49	△38	△33	△27	削減額・削減率いずれも決算ベース 26年度欄の括弧書きは消費税増税分を除いた数値である。
削減率（%削減）	△2	—	△2.3 (△5.0)	△3.4	△2.7	△2.5	△2.1	
競争性のない随意契約件数	—	—	12	7	5	4	5	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
(1) 公文書管理法に基づき、館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するとともに、外部委託や賃金職員の活用等による事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めること。	(1) 館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するとともに、外部委託や賃金職員の活用等による事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進める。	<主な定量的指標> ・決算額における一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額の削減額・削減率 <その他の指標> ・効率化、合理化による見直し ・競争性のない随意契約件数	<主要な業務実績> ・経費の低減及び一般競争入札への参加促進を目的とし、従来、単年度契約を行っていた案件について、複数年契約を実施（10件）し、経費の低減を図った	<評定と根拠> 評定：B 業務運営の効率化については、従来単年度契約を行っていた案件について、複数年契約に移行を行う等の取組により、一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額は、対前年度比2.1%の減となり、目標数値を達成した。 また、「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を実施し、真に競争性が確保されているか、契約監視委員会を開催して、点検・検証した。さらに、情報セキュリティ対策の推進については、全ての役職員を対象に情報セキュリティ研修及び自己診断テストを行い、適切に対応した。 国立公文書館 LAN システムについて、セキュリティの強化を図りつつ安定的な運用を行った。	評定	B	<評定に至った理由> 従来単年度契約を行っていた案件を複数年契約に移行する取組を行うなど、業務運営の効率化、経費削減、契約の適正化に取り組んでおり、一般管理費及び事業費の総額について、年度目標に掲げる前年度比2%以上を達成していることは評価できる。 給与水準については、「一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」の例に準じて、職員の給与規程等の改正を行い、適正化が図られている。 「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を実施し、契約監視委員会の開催により点検・検証を行うなど、契約の適正化の推進が図られている。 情報セキュリティ対策については、政府の情報セキュリティ対策方針である、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改定を行うとともに、全ての役職員を対象に情報セキュリティ研修及び自己診断テストを行うなど適切に対応している。	平成30年度に新たに構築された国立公文書館 LAN システム
(2) 一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額（新規に追加されたものを除く。）について、前年度比2%以上を削減すること。	(2) 一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額（新規に追加されたものを除く。）について、前年度比2%以上を削減すること。		・一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額は、対前年度比2.1%の減となった。					
【指標】 ・一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額（新規に追加されたものを除く。）について、前年度比2%以上を削減すること。	数値目標：一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額（新規に追加されたものを除く。）について、前年度比2%以上を削減すること。							

<p>除く。) 及び事業費の総額（新規に追加されたものを除く。）について、前年度比 2 %以上を削減</p>	<p>事業費の総額（新規に追加されたものを除く。）について、前年度比 2 %以上を削減</p>	<p>テムの運用状況と効率化の実施状況 ＜評価の視点＞ 効率的・合理的な業務運営、経費削減等が行われているか。</p>		<p>ていると認められることから、B と評価する。 ＜課題と対応＞ 引き続き、効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行う。</p>	<p>について、ソフトウェアの更新、障害対応等を適宜実施とともに、セキュリティの強化を図っており、安定的な運用を行っている。 以上を踏まえ、当初目標を達成していることから、所期の目標を達成しているとしてB と評価したもの。</p>
<p>(3) 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表すること。</p>	<p>(3) 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告に基づき、官民較差等に基づく平成 30 年の給与水準改定及び、給与制度の総合的見直しを内容とする「一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、同法の例に準じて、職員の給与規程等の改正を行った。 		<p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、業務運営の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めるとともに、契約の適正化に取り組む。</p>
<p>(4) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進すること。</p>	<p>(4) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野として、少額随意契約のうち物品の購入及び印刷製本についてオープンカウンター方式での調達を新たに導入し、経費の削減を図った（平成 30 年度においては 20 件実施）。 競争性確保の観点から、入札説明書（仕様書含む）の電子媒体による交付を引き続き行い、業者の参入を促した。 競争性のない随意契約の件数は、平成 29 年度 4 件に対して、平成 30 年度は 5 件となつた。また、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募の件数は、平成 29 年度 6 件に対して、平成 30 年度は 5 件となつた。 平成 30 年 6 月に平成 29 年度調達に係る契約監視委員会を開催し、契約案件についての館からの詳細説明、委員による評価が行われた。 		<p>＜その他事項＞ 特になし。</p>
<p>(5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 30 年度版）における変更点にあわせ、「独立行政法人国立公文書館情報セキュリティポリシー」の改定を行った。 館の役職員全体の情報セキュリティ意識の向上を図るため、全ての役職員を対象に、平成 30 年 11 月 1 日、6 日、20 日、22 日、30 日、12 月 21 日の 6 日に分けて、情報セキュリティ研修（館の個人情報管理 		

			研修と合同) 及び自己診断テストを行った。	
(6) 「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」に基づき、館業務の効率化に取り組むこと。	(6) 「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」に基づき、館業務の効率化に取り組む。		<ul style="list-style-type: none"> ・館業務の効率化のため策定した「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」(平成 26 年3月13日決定) 等に基づき、構築した国立公文書館デジタルアーカイブ等システムについて、適切に運用した。 ・また、上記計画に基づき、平成29年度最適化実施状況報告書及び実施評価報告書を作成し、館ホームページ上で公表した。 	
(7) 新たに構築された国立公文書館 LAN システムの安定的な運用を行い、継続的に業務環境を確保するとともに、効率化の実施等に取り組むこと。	(7) 新たに構築された国立公文書館 LAN システムの安定的な運用を行い、継続的な業務環境を確保するとともに、効率化の実施等に取り組む。		<ul style="list-style-type: none"> ・国立公文書館 LAN システムの運用において、ソフトウェアの更新、障害対応等を適宜実施することにより、同システムの安定的な運用を行った。また、外部からの攻撃に対する更なるセキュリティ強化を図った。 	

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3－1	財務内容の改善に関する事項 自己収入の増加							
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）	240万円以上	－	669万円	900万円	452万円	756万円	1,402万円	
事業収入（上記を含む全体額）	－	－	3,415万円	3,189万円	2,442万円	2,766万円	3,262万円	決算ベース

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価
			業務実績			自己評価		
(1) 「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した年度予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。また、所蔵する公文書資料等を活用して自己収入の増に引き続き取り組むこと。 【指標】 ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）：240万円以上	3. 予算（人件費の見積りを含む）、收支計画及び資金計画 別紙のとおり。 なお、事業収入の拡充に努める。	<主な定量的指標> ・事業収入の推移 <その他の指標> 別紙のとおり。 ・なし <評価の視点> 所蔵する公文書資料等の活用により、自己収入等の増加に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> ・事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は、1,402万円（数値目標比約584%）となった。また、写しの交付及び友の会収入を含む事業収入の全体額は、3,262万円となった。 ・平成30年度は、以下の取組により自己収入の増加を図った。 ○春・秋の特別展の図録の内容を更に充実させた上で、秋の特別展から販売価格を1冊800円（従来は500円）に変更して販売した。 ○春・秋の特別展に合わせて各3種類合計6種類の新たなオリジナル商品（しおり、クリアファイル等）を企画・販売した。 ○館外展を開催した兵庫県立歴史博物館において委託販売を実施し、また、レターパックを利用した郵送販売の見直し、一般財団法人歴史民俗博物館振興会を通じて販売した。 ・なお、平成29年度に製作した「平成の書クリアファイル」については、改元に当たって社会的な関心が高まり、マスコミ等で度々取り上げられたことを背景にして、平成30年度の自己収入の増加に大きく影響した。	<評定と根拠> 評定：A 特別展図録の充実及び新たなオリジナル商品の企画・販売のほか、他機関での販売等に取り組み、自己収入の増加を図った。なお、改元に当たっての社会的な関心の高まり等を受けて、「平成の書クリアファイル」が自己収入の増加に大きく影響した。 これらの取組を通じて、事業収入（写しの交付及び友の会収入を除く有償頒布等）は1,402万円となり、数値目標比約584%となった。 以上、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、Aと評価する。	<評定> 評定 A <評定に至った理由> 事業収入について、年度目標・事業計画で掲げた数値目標を484%上回る水準で達成したことは、大いに評価できる。 商品開発・販売での工夫として、秋の特別展の図録について内容を更に充実させ販売価格を変更したこと、新たなオリジナル商品の企画・販売を行ったこと、改元に伴う社会的関心や来館者のニーズを考慮し、時宜を得て「平成の書クリアファイル」を販売したこと等は、販売実績の飛躍的な向上に資するものであり、大いに評価できる。 さらに、従来の郵送販売や館外展会場での委託販売に加え、他機関での販売を新たに始めるなど、販路拡大に向けた取組を適切に行っている。 以上のことから、事業収入の拡充に積極的に取り組んでいると認められ、当初目標を上回る成果が認められるとしてAと評価するもの。			

特別展 図録・ 雑誌等	2,132,800円	2,680,200円	737,970円	3,564,450円	2,171,580円		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、所蔵する歴史公文書等の活用等により、事業収入の増加に取り組む。
音声ガイ ド	624,200円	491,600円	378,400円	480,400円	264,600円		
その他	2,792,450円	3,217,620円	548,400円	447,550円	735,410円		
他機関 での販 売	—	—	—	—	358,650円		
合計	6,691,470円	7,516,755円	2,615,390円	5,894,400円	14,015,180円		

(注) 平成 26・27 年度の「その他」は、JFK 特別展商品を含む。
平成 27・29 年度の他機関販売分については、各グッズの項目で計上。

4. その他参考情報

特になし

様式3－1－4－2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3－2	財務内容の改善に関する事項 保有資産の見直し等
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
								当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価									
			業務実績		自己評価											
(2) 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不斷に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする	4. 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、1億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 その見込みはない。 6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 その見込みはない。		・実績なし				評定	－								
			・実績なし				<評定に至った理由> 実績がないため評価せず。									
			・実績なし				<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。									
4. その他参考情報																
特になし																

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4		その他業務運営に関する重要事項						
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
館職員の研修参加状況	40名	—	35名	32名	78名	97名	70名	
各期末職員数（定員）	—	—	47名	49名	52名	53名	56名	
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価				
7. その他内閣府令等で定める業務運営に関する事項 (1) 内閣府令で定める業務運営に関する事項 ① 施設・整備に関する計画 新たな国立公文書館の建設等をも念頭に、施設等の保全計画を策定する。 ② 人事に関する計画 職員を館及び国内外の公文書館を含むその他機関が実施する研修等に積極的に参加させ、知識・スキルの向上を図る等人材育成を進める。 数値目標：館職員の館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等への延べ参加者数 40人以上参加 ③ 年度目標期間を超	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・館職員の館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等への延べ参加者数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度目標期間を超える債務負担件数 ・各期末職員数（定員） ・新館を見据えた国立公文書館の保存、利用等に係る調査検討状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府令で定める業務運営に関する事項について、適切な業務運営がなされているか。 内閣府が行う新館関係業務に協力し、新館を見据えた国立公文書館の保存、利用等に係る調査検討を行ったか。 <p><年度目標期間を超える債務負担件数は、7件</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな国立公文書館の建設等をも念頭に、施設等の保全計画として、「独立行政法人国立公文書館インフラ長寿命化計画（行動計画）平成30年度～平成32年度」（平成30年9月）を策定した。 <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>新たな国立公文書館の建設に係る内閣府の取組に協力するとともに、既存施設等の保全計画として、「独立行政法人国立公文書館インフラ長寿命化計画（行動計画）平成30年度～平成32年度」を策定した。あわせて、新館建設後の3館体制における保存、利用等に係る課題の整理に着手した。</p> <p>人事に関して、館職員延べ70人（数値目標比約175%超）を研修等に参加させ、知識及びスキルの向上を図り、人材育成を進めた。また、公文書管理に係る国の取組を踏まえた公文書管理業務支援体制の強化等のため、公文書専門官を5人増員した。</p> <p>内部統制の推進として、監事監査を受けて指摘された内容に速やかに対応したほか、大規模自然災害等の非常時の参集職員の指定や、役職員の安否確認を速やかに行うためのサービスを新たに導入した。</p> <p>さらに、職場環境の整備については、ワークライフバランスの啓発に努め、職員の超過勤務時間は前年度と同水準を維持し、業務を計画的に進めることで休暇取得率は前年度比6%増となるとともに、育児に関する休暇取得者のうち男性の割合が7割に達する等、職員のワークライフバランスを適切に推進していると認められる。</p> <p>さらに、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程や、勤務条件や勤務環境等の相談を目的とした悩み相談窓口を開設しており、職場環境の整備を図っている。</p> <p>館の職員の育成について、知識・スキルの向上を図るため、年度目標に掲げた数値目標を75%上回る、館職員延べ70名を研修等に参加させ、人材育成を進めていることは大いに評価できる。</p> <p>館の職員育成に積極的に取り組んだことは評価できるところであるが、内部統制の充実・強化やそのほかの項目については、所期の目標を上回る成果を得られているとまでは認められず、</p>	<p>評定</p>	B				

	<p>える債務負担</p> <p>年度目標期間中の館の業務を効率的に実施するために締結した契約について、年度目標期間を超える債務を負担する。</p> <p>④ 事業年度終了時の積立金の使途</p> <p>積立金は、翌事業年度のデジタルアーカイブ化の推進並びにアジア歴史資料データベースの構築及び情報提供に係る業務に充てるものとする。</p>	<p>であった。</p>	<p>以上、所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、内閣府令で定める業務運営に関する事項について取組を行う。</p>	<p>総じて所期の目標を上回る成果が得られているとまでは認め難いことからBと評価したもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>引き続き、内閣府令で定める業務運営に関する事項について取組を実施する。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
(1)体制の整備	<p>公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、新館に向けた諸課題への対応等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組むこと。</p> <p>(2) 年度目標で定めるその他業務運営に関する重要事項</p> <p>① 体制の整備</p> <p>歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、新館に向けた諸課題への対応等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・前期積立金は、国立公文書館法第12条3項に基づき 4,391,207 円を国庫に納付した。また、当期の損益計算において生じた利益による積立金については、同条の規程により、内閣総理大臣の承認を受けた額を除き国庫に納付する。 ・令和元年度予算概算要求において、公文書管理に係る国の取組を踏まえた公文書管理業務支援体制の強化等のため、5人の公文書専門官を増員した。 	
(2) 新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組	<p>新たな国立公文書館が建設されることを踏まえ、内閣府が行う新館関係業務に協力するとともに、新館を見据えた国立公文書館の保存、利用等に係る調査検討を行うこと。</p> <p>② 新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組</p> <p>新たな国立公文書館が建設されることを踏まえ、内閣府が行う新館関係業務に協力するとともに、新館を見据えた国立公文書館の保存、利用等に係る調査検討を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が行う新館関係業務への協力では、「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」(平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定。以下「基本計画」という。)を受け、新館の基本設計における設計与条件の整理業務に協力した。 ・新館を見据えた国立公文書館の保存、利用にかかる調査検討では、基本計画で示された既存施設の活用を含めた新館建設後の3館体制における施設ごとの業務の分担、及び資料の保存管理に係る業務の在り方について、効率的な書架形式及び出納方法を検討するとともに、情報通信技術(ICT) 	

			の活用、機能的かつ効率的な所蔵資料の管理、搬送、利用等の論点から、課題の整理等を実施した。	
(3) 内部統制の適切な実施 国立公文書館法又は他の法令に適合することなど業務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの実施を徹底し、内部統制を適切に実施すること。	③ 内部統制の適切な実施 国立公文書館法又は他の法令に適合することなど業務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの実施を徹底し、内部統制を適切に実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査を実施し、10月から平成31年3月にかけて定期監査として業務担当者へのヒアリング及び現地・現場への実地監査が行われた。これらを通じた平成30年度監査結果は、館長に対して通知された。 ・「独立行政法人国立公文書館業務継続計画」（平成28年10月31日館長決定）に基づき、非常時の参集職員を指定したほか、役職員の安否確認を迅速に行えるよう安否等確認サービスを導入し、平成31年1月より利用を開始した。 ・6月より、会計検査院による「独立行政法人改革等に伴う業務運営の見直しの状況について」に関する特別調書への対応を行った。 	
(4) 職場環境の整備 職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進等職場環境の整備・構築を図ること。	④ 職場環境の整備 職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進等職場環境の整備・構築を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備・構築を図るため、以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 定時退館日の周知・徹底を図るとともに幹部職員が声かけを実施（1人あたりの超過勤務時間を前年度と同様、低水準に維持）した。 ②ワークライフバランスの意義を周知し、業務を計画的進めることにより、休暇取得率（取得日数/当該年度付与日数）については、前年度に比べ約6%増となった。 ③平成30年度における育児休業取得者は4人、うち2人は男性による取得であった。また、育児に関する休暇取得者は17人、うち12人は男性による取得となった。 ④計画的な年次休暇の取得を促すとともに、本館一斉定時退館日（毎週水曜日）を周知する等、休暇取得の促進及び超勤縮減に取り組んだ。 ⑤「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程」（平成30年6月21日規程第5号）を策定した。 ⑥当館における勤務条件や勤務環境等の相談を目的とした「悩み相談窓口」を平成30年6月より開設した。 	
(5) 館の職員の育成	上記、(1)(2)に記載。		上記、(1)(2)に記載。	

<p>職員を館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等に積極的に参加させ、資質の向上を図るなど人材育成を進めること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・館職員の館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等への延べ参加者数：40人以上			
---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし